

資料 1

第6期福生市地域福祉計画 答申

福 生 市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の改定にあたって	7
4 計画の期間	8
5 計画策定の経緯	8
第2章 福生市の地域福祉を取り巻く現状	9
1 人口動態	9
2 高齢者の状況	10
3 障害のある人の状況	12
4 子どもの状況	14
5 ひとり親家庭の状況	17
6 市民活動の状況	19
7 外国人住民の状況	20
8 生活保護の状況	21
9 その他	21
10 計画策定に際しての課題	22
第3章 基本的な計画の考え方	39
1 計画の基本理念	39
2 計画に盛り込む事項	40
3 基本目標	41
4 地域福祉を推進するために	44
5 計画の体系	47

第4章 基本計画..... 49

基本目標1 地域活動を支える担い手づくり.....	50
(1) 地域に目を向け参加・参画する人の増加.....	50
(2) NPO・ボランティア活動等の支援.....	51
(3) 地域の活動基盤の充実.....	53
基本目標2 支援が必要な人を支える地域づくり.....	54
(1) 顔の見える関係づくりと健康づくりの推進.....	54
(2) 地域におけるセーフティネットの構築.....	56
(3) 人権尊重と権利擁護の充実.....	58
(4) 安全安心な地域づくりの推進.....	60
基本目標3 適切な支援につなげる体制づくり.....	62
(1) 総合的な相談体制の充実.....	62
(2) 福祉情報の提供体制の充実.....	64
(3) 地域福祉の推進体制の強化.....	66

第5章 人権尊重と権利擁護の充実 [基本目標2(3)]

(福生市成年後見制度利用促進基本計画) 69

1 趣旨.....	69
2 位置づけ.....	69
3 市における成年後見制度の現状と課題.....	70
4 成年後見制度利用促進にあたっての基本の方針及び目標.....	72
5 具体的施策.....	73
6 福生市における成年後見制度利用促進に向けた体制整備について.....	77

第6章 安全安心な地域づくりの推進 [基本目標2(4)]

(福生市再犯防止推進計画) 79

1 趣旨.....	79
2 位置づけ.....	79
3 市における再犯防止推進に係る現状と課題.....	80
4 再犯防止等の推進にあたっての基本の方針及び目標.....	82
5 具体的施策.....	83

第7章 計画の推進	89
1 各部局の連携	89
2 「福生市地域福祉・バリアフリー事業推進会議」の設置	89
3 進捗・達成状況の公表等	89

資料編

1 用語解説	91
--------	----



計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

人生 100 年時代と言われる長寿社会を迎え、私たちが長い人生を安心して生きていくためには、様々な課題を地域の中で解決していくことが重要です。高齢者の増加や少子化による人口減少の影響、また社会生活においては、ライフスタイルが多様化するとともに、単身世帯の増加等により地域とのつながりが希薄化しています。このような社会変化とともに生じる問題は複合的であり、例えば、子育てに悩む保護者の孤立、児童や高齢者、障害者に対する虐待、引きこもり状態などの長期化や 8050 問題、子育てと介護のダブルケアの問題、貧困や孤独死、自殺者の増加など多岐に渡っています。

国ではこうした問題に対し、福祉を取り巻く様々な法制度の整備を進め、対応を図ってきました。

介護保険法の改正（平成 27 年 4 月施行）において、だれもが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていけるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築が推進されています。

生活困窮者自立支援法（平成 27 年 4 月施行）においては、自治体は生活困窮者に対する相談窓口を設置し、自立に向けた生活全般にわたる包括的な支援を行うなど支援の拡充を図ること、そして、障害者差別解消法（平成 28 年 4 月施行）においては、障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すといった動きがみられます。

平成 29 年 6 月の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布による、「社会福祉法」（平成 30 年 4 月施行）の改正では、地域福祉推進における「地域生活課題」が具体的に定義され、その把握と関係機関との連携等による解決が図られることになりました。このため、市町村は地域住民と行政等との協働による包括的な支援体制づくりに努めていくことになり、それらを計画的に推進していくために、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化等が明記されました。

更に、私たちの生活を脅かす地震や台風などの自然災害、感染症、交通事故、詐欺等の様々な脅威や不安が高まり、これまでの生活が一変してしまう恐れが懸念され、だれもが安心して暮らせる地域社会のまちづくりも重要な課題です。

このだれもが安心して暮らせる地域社会を実現するためには、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない者や、犯罪をした者等であっても、社会全体で支援していくなど、様々な視点からの施策に取り組む必要があります。

平成 28 年 5 月の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の公布により、判断能力が十分でない者の権利を尊重し擁護すること、そして成年後見制度を円滑に利用できるよう支援することが行政の責務として明らかになり、「市町村基本計画」の策定が努力義務化されました。

また、平成 28 年 12 月には「再犯の防止等の推進に関する法律」の公布により、行政には再犯防止対策を進める責務があることが明示され、「地方再犯防止推進計画」を策定することが努力義務化されました。

本市では、平成 28 年度から 5 年間の期間とする「第5期福生市地域福祉計画」を策定し、“すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人ととのつながり・支え合いのあるまちづくり”を目指し、取組を進めてきました。計画期間が令和 2 年度に終了することから、策定以降の社会情勢等の変化や、本市における地域福祉を取り巻く現状等を踏まえ、「第 6 期福生市地域福祉計画」を策定します。

|| 2 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法（以下「法」という。）第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、同法第4条には「地域住民等は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されていることから、本市の地域福祉を推進するため、市民、関係機関、福祉サービス事業者と行政が一体となり、地域福祉計画を策定いたしました。

【参考】 社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

(2) 福生市総合計画（第5期）との関係

本計画は、『福生市総合計画（第5期）』が目指すまちの姿「人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ」の実現のために、まちづくりの五つの行動指針を踏まえた、福祉分野の「上位計画」として策定します。

この五つの行動指針は、地域福祉分野においても、目指すまちの姿を実現するための重要な行動指針となるものです。

生み出す

これまで地域にあったもの・考え方・関係性・活力を基に、新たな展開を創り出すことを指し、取組によって生み出されたものの存在が、新しい福生市の価値を創り出すことにつなげます。

守る

福生市に受け継がれている想いのたすきを大事にすることや、福生市に関わるものを見直す・犯罪・災害・事故などの脅威から遠ざけることを指し、福生市の誇りを大事にし、安心して生活できるまちの環境整備につなげます。

育てる

福生市に関わるものが成長・発展できるように力を注ぐこと、また、能力を発揮できることを指し、福生市でできることの範囲と将来の選択肢を広げることにつなげます。

豊かにする

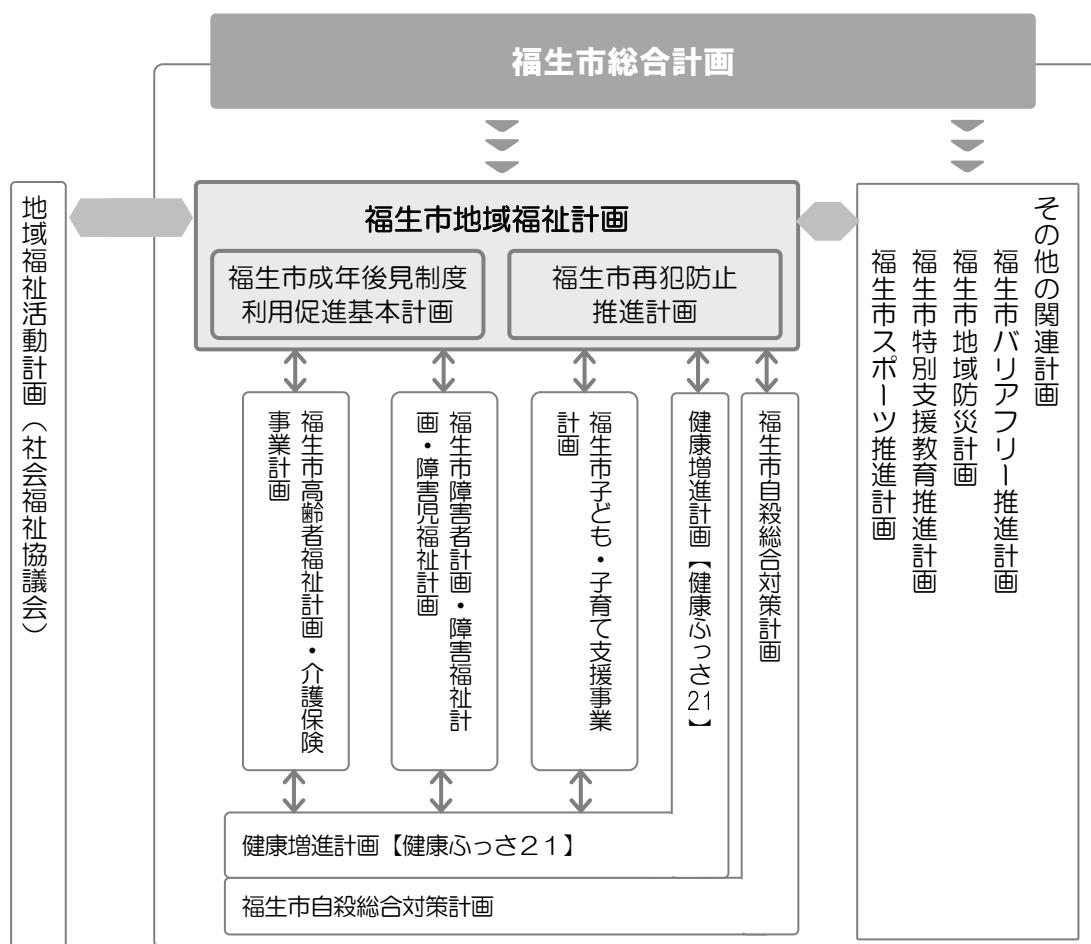
福生市に関わるひとの考え方や生活、そして、それを取り巻く環境を多様化し、充実させることを指し、「ひと」、「まち」、「くらし」の水準を引き上げ、日々の暮らしをより良いものにすることにつなげます。

つなぐ

福生市に関わるもの同士を切れないように保つこと、現在から将来に続く流れが途切れないように保つこと、離れているもの同士を引き合わせることを指し、その輪を広げていくことにつなげます。

(3) 市の主要な計画及び関連計画との関係

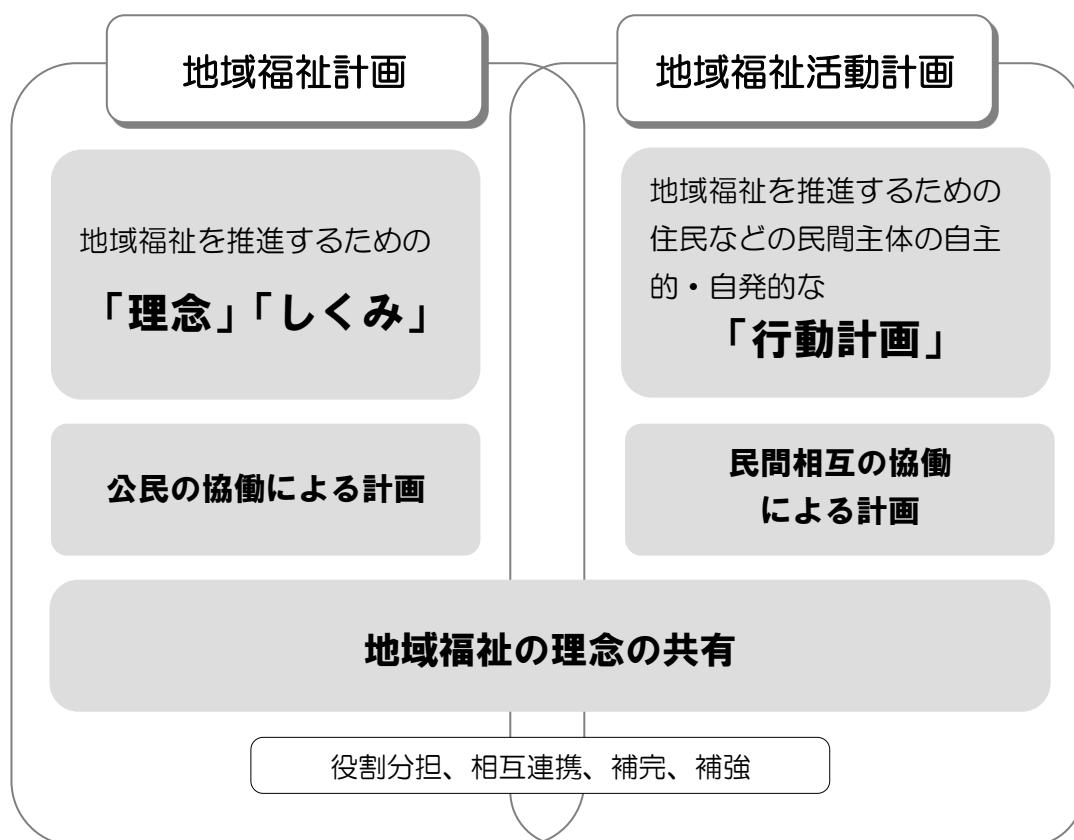
地域を取り巻く様々な生活課題に対応する包括的な支援体制の整備を進めていくため、『福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画』『福生市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画』『福生市子ども・子育て支援事業計画』『健康増進計画【健康ふっさ21】』、『福生市自殺総合対策計画』などの市が策定した計画に、本計画が定める地域福祉に関する共通して取り組む事項を盛り込むことで、本計画を福祉分野の上位計画と位置づけます。また、『福生市バリアフリー推進計画』など、関連する各種計画等との整合・連携を図り施策を推進します。



(4) 地域福祉活動計画との関係

地域住民と地域の福祉の担い手であるボランティア、NPO法人等の民間団体が自主的・自発的に取り組む指標として福生市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とも相互に連携を図ります。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げるなか、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完、補強しあいながら、地域福祉を進展させていきます。



※地域福祉活動計画の主な内容

- ・小地域福祉活動の推進（ふれあいいきいきサロン等）
- ・ボランティア市民活動の推進（FVAC）
- ・住民参加型の在宅福祉サービスの推進（ほっとサービス事業等）
- ・地域福祉を推進するための協働の場づくり

|| 3 計画の改定にあたって

(1) 国の動き

国ではこれまで、高齢者、障害者、子どもなど、対象者ごとに公的な支援制度の充実を図ってきましたが、昨今、様々な分野の課題が同時にいくつも重なり合うことや、世帯の中で課題を抱えた人が複数存在するなど、複数の分野にまたがる複合的な支援を必要とするケースが増加しています。このため、対象者ごとに整備されてきた公的な支援制度だけでは対応が難しいケースに対し、これまでの公的支援のあり方を「縦割り」から「丸ごと」へと展開し、また、市民の一人ひとりが地域の課題を「他人事」ではなく「我が事」として捉えることで、地域全体の暮らしの豊かさにつながる「地域共生社会」の実現をめざしています。

「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会

(平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

(2) 地域共生社会に向けた法改正

国では、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年6月2日公布)」の中で、法を一部改正しています。この改正では、複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援、更には「制度の狭間」の問題など、既存の制度では解決が困難な課題に対し、地域住民による支えあいと公的支援が連動した、包括的な支援体制の構築をめざしています。

これまで、高齢期のケアを念頭に置いた概念として「地域包括ケアシステム」がうたわれていましたが、地域共生社会の実現に向けて、子どもや障害者等への支援や複合的な課題にも拡大させた包括的支援体制の構築が求められており、地域包括ケアをより普遍化した概念として考えていくことが求められています。

本計画ではこの考え方を踏まえ改定を行っています。

|| 4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、国の福祉制度などの変更や、市民ニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
福生市総合計画（第5期） (令和2年度～11年度)									
第5期福生市地域福祉計画 (平成28年度～令和2年度)					第6期福生市地域福祉計画 (令和3年度～7年度)				
					見直し				

|| 5 計画策定の経緯

(1) 福生市地域福祉推進委員会

本計画の策定は、学識経験者、各種団体、保健・医療・福祉分野の関係者、公募市民、行政関係者など、幅広い分野の関係者を委員とする「福生市地域福祉推進委員会」において審議されました。

(2) パブリック・コメント手続

計画（案）について、市民意見を聴取するパブリック・コメント手続を実施し、寄せられた意見を計画に反映しました。

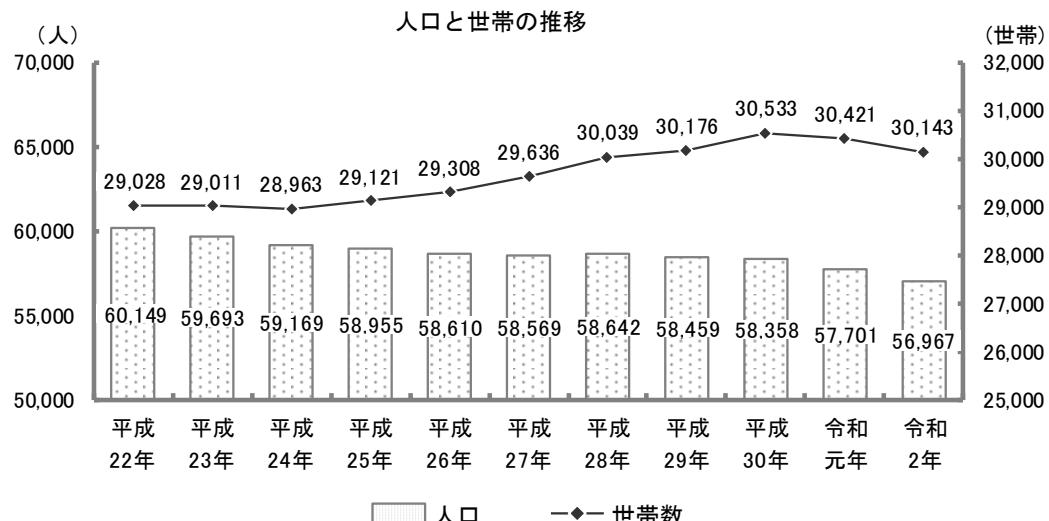
福生市の地域福祉を取り巻く現状

1 人口動態

(1) 人口と世帯の推移

福生市の住民基本台帳人口の推移をみると、年々減少が続いており、令和2年には56,967人となっています。また、世帯数については、増加傾向にあり、令和2年には30,143世帯となっています。

人口が減少し世帯数は増加している結果、1世帯当たりの平均人員数は平成22年の2.1人から令和2年の1.9人へと減少しています。

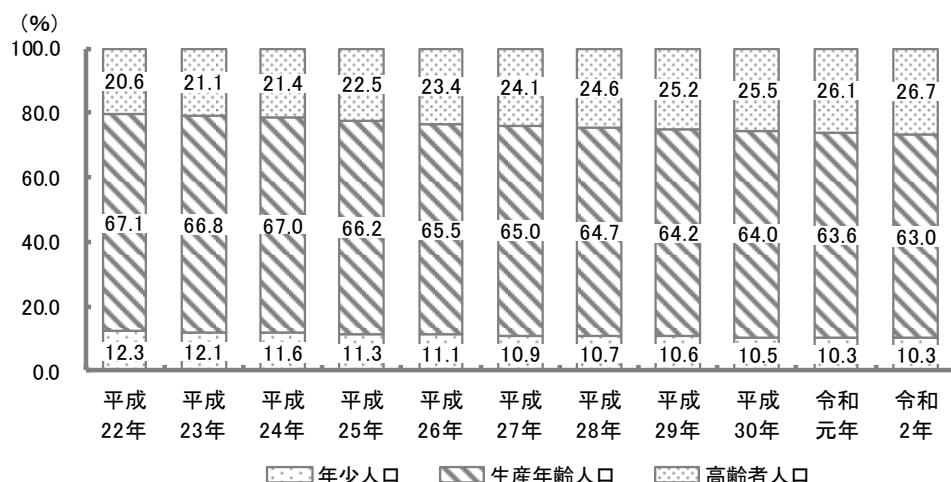


資料：福生市資料（各年10月1日現在）

(2) 年齢3区分別人口構成比の推移

年齢3区分別の人口の推移をみると、平成22年以降年々年少人口の割合が減少し、高齢者人口の割合が増加しており、令和2年には年少人口10.3%、高齢者人口は26.7%となっています。

年齢3区分別人口構成比の推移

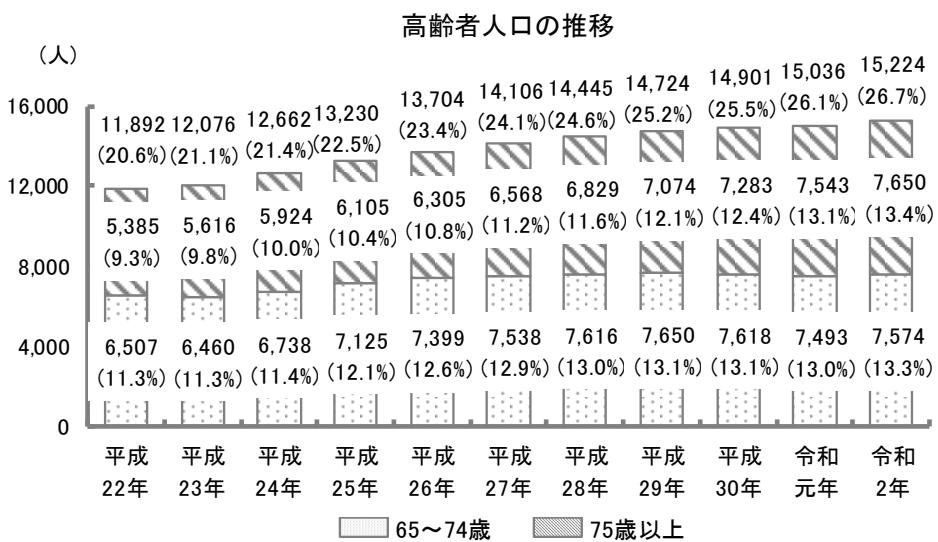


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

2 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移

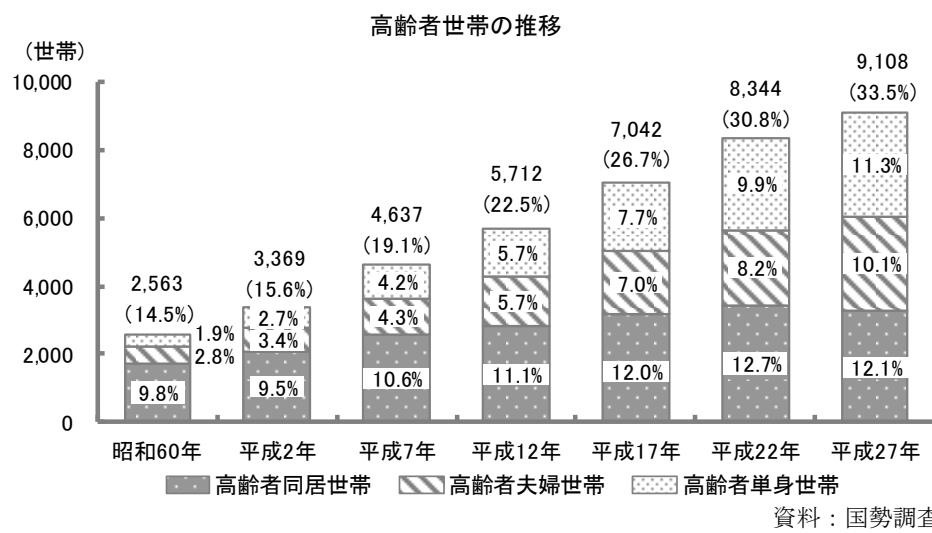
高齢者人口の推移をみると、増加傾向にあり、令和2年には福生市の総人口の26.7%、15,224人となっています。また、平成22年度からみると、前期高齢者(65~74歳)よりも後期高齢者(75歳以上)の増加の伸びが大きくなっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

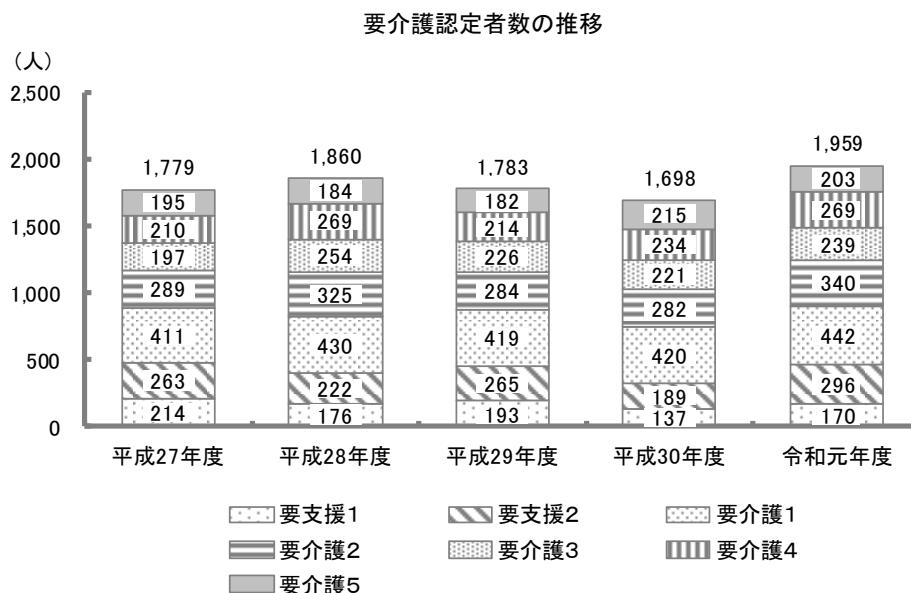
(2) 高齢者世帯数の推移

国勢調査による高齢者世帯数の推移をみると、昭和60年以降毎年増加し続け、平成27年には9,108世帯となっています。特に、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯の伸びが大きくなっています。



(3) 要介護認定者数の推移

要介護認定者数の推移については、平成28年度から平成30年度にかけて減少していましたが、令和元年度に増加し1,959人となっています。

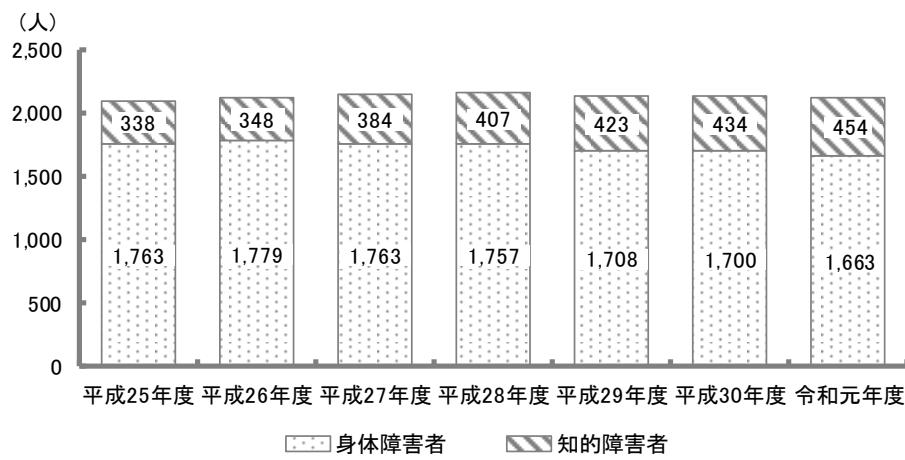


3 障害のある人の状況

(1) 身体障害者手帳（児）登録者数、知的障害者（児）「愛の手帳」登録者数の推移

身体障害者（児）手帳登録者数、知的障害者（児）「愛の手帳」登録者数の推移は、次のとおりです。身体障害者（児）手帳登録者数は年々減少し、知的障害者（児）「愛の手帳」登録者数は増加傾向にあります。

身体障害者手帳（児）登録者数、知的障害者（児）「愛の手帳」登録者数の推移



資料：事務報告書（各年度）

(2) 身体障害者（児）手帳登録者数

令和元年度における身体障害者（児）手帳登録者数は、肢体不自由が 787 人、視覚障害が 135 人、聴覚障害・言語障害が 183 人、内部障害が 558 人、合計で 1,663 人となっています。

障害別・等級別にみた身体障害者（児）手帳登録者数

等級	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害・ 言語障害	内部障害	単位：人
					計
1級	137	40	0	355	532
2級	153	47	47	8	255
3級	151	6	44	50	251
4級	240	12	42	145	439
5級	66	23	0	0	89
6級	40	7	50	0	97
計	787	135	183	558	1,663

※内部障害は、呼吸器・心臓・腎臓・膀胱・直腸・小腸機能・免疫・肝臓障害の合計

資料：事務報告書（令和元年度）

(3) 知的障害者の状況

令和元年度における知的障害者（児）「愛の手帳」登録者数は、1度（最重度）が12人、2度（重度）が97人、3度（中度）が104人、4度（軽度）が241人、合計で454人となっています。

程度別にみた知的障害者（児）「愛の手帳」登録者数

程度別にみた知的障害者（児）「愛の手帳」登録者数				
1度(最重度)	2度(重度)	3度(中度)	4度(軽度)	計
12	97	104	241	454

資料：事務報告書（令和元年度）

(4) 精神障害者の状況

令和元年度における精神障害者保健福祉手帳交付状況は、1級が36件、2級が316件、3級が180件、合計で532件となっています。

等級別にみた精神障害者保健福祉手帳交付数【福生市分】

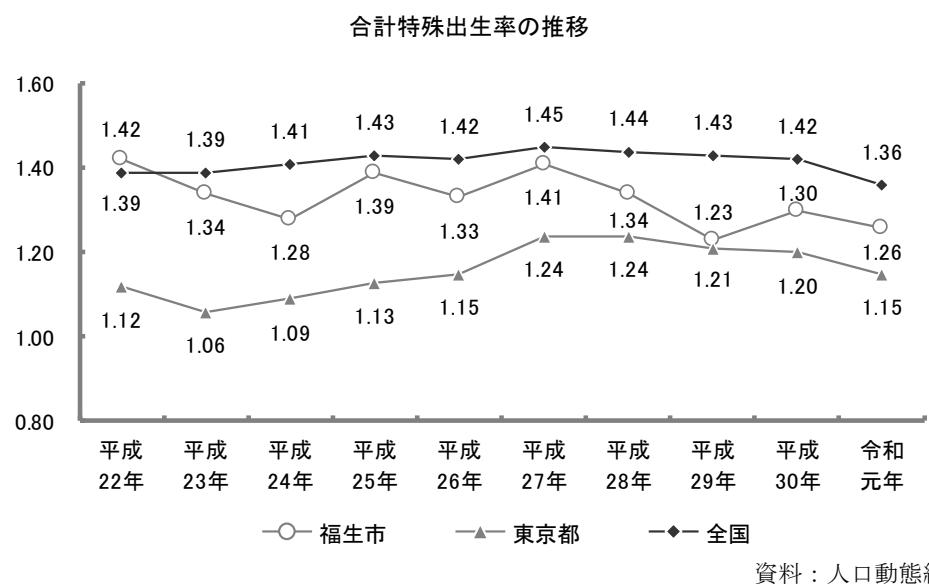
等級別にみた精神障害者保健福祉手帳交付数【福生市分】			
1級	2級	3級	計
36	316	180	532

資料：東京都 中部総合精神保健福祉センター（令和元年度）

4 子どもの状況

(1) 合計特殊出生率

女性が一生の間に出産する子どもの数を表す合計特殊出生率の推移をみると、平成22年の1.42から増減を繰り返しながら推移し、令和元年には1.26となっています。平成23年以降、本市の合計特殊出生率は、全国より低いものの東京都よりも高い水準で推移しています。



(2) 保育の状況

市内の保育状況は、在籍児童のうち、管内児が1,315人（定員は1,395人）、受託児が34人となっております。

保育の状況

	市内の認可保育所 定員	在籍児童		管外委託児	単位：人
		管内児	受託児		
公立	—	—	—	—	—
私立	1,395	1,315	34	32	
計	1,395	1,315	34	32	

資料：福生市資料（令和2年4月1日現在）

(3) 待機児童数の推移

本市では、平成28年以降、4月1日時点での保育所等利用待機児童はありません。

待機児数の推移

	単位：人					
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
保育所等利用 待機児童	6	0	0	0	0	0

※年度途中には待機児童が発生しています。

資料：福生市資料（各年4月1日現在）

(4) 幼稚園の状況

市内に幼稚園は、令和2年5月1日現在4園設置されており、定員の合計は1,016人となっています。

幼稚園の状況

	単位：人			
施設数	定員合計	3歳児	4歳児	5歳児
4施設	1,016	305	354	357

資料：福生市資料（令和2年5月1日現在）

(5) 学童クラブの状況

令和2年5月1日現在、学童クラブは12箇所あり、666人が入所しており、受入れ可能数は830人で待機児童はありません。

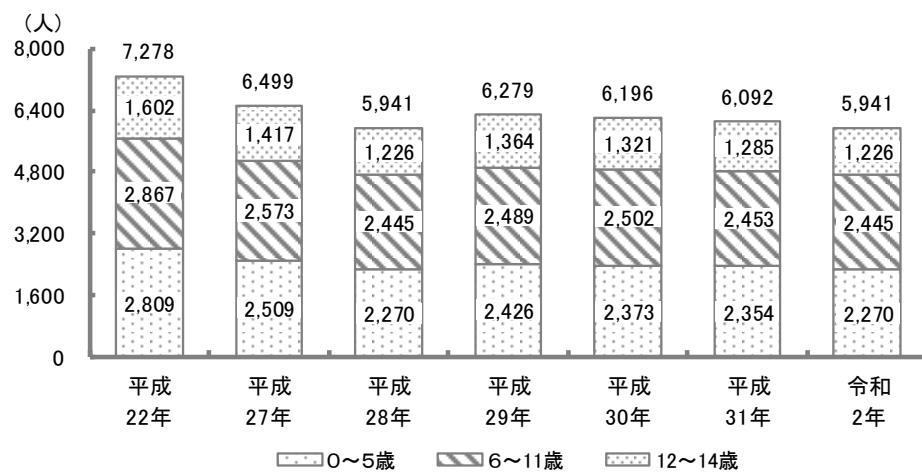
学童クラブの状況

	単位：人		
区分	受入れ可能数	入所人数	待機児童数
12箇所	830	666	0

資料：福生市資料（令和2年5月1日現在）

(6) 児童・生徒数の推移

児童・生徒数（15歳未満の子どもの人口）の推移をみると、平成22年以降減少傾向となっており、令和2年には0～5歳は2,270人、6～11歳は2,445人、12～14歳は1,226人となっています。



資料：福生市資料（各年1月1日現在）

5 ひとり親家庭の状況

(1) ひとり親家庭の推移

児童育成手当支給状況からみた本市のひとり親家庭の推移は、減少傾向にあり、令和元年度で683世帯、1,010人となっています。

ひとり親家庭の推移

単位：世帯、人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
世帯数	755	716	707	688	691	683
母子家庭数	689	659	650	631	632	633
父子家庭数	66	57	57	57	59	50
児童数	1,086	1,028	1,024	1,003	1,014	1,010

資料：福生市資料

(2) ひとり親家庭福祉サービス利用状況

① ひとり親家庭等医療費助成事業利用状況

本市は、ひとり親家庭等に対し、医療費の助成を行っています。年度ごとに増減を繰り返しながらも助成件数は減少傾向にあります。

ひとり親家庭等医療費助成事業利用状況

単位：件、円

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
助成件数	15,853	15,300	14,724	14,311	14,581	13,748
助成金額	37,715,694	38,185,530	35,527,700	33,315,759	33,782,603	32,839,285

資料：福生市資料

② ひとり親家庭ホームヘルプサービスの利用状況

ひとり親家庭ホームヘルプサービスの利用状況は、派遣世帯数、延派遣回数、延派遣時間数ともに増加傾向にあります。

ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施状況

単位：世帯、回、時間

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
派遣世帯数	3	6	8	8	13	12
延派遣回数	13	87	211	153	208	307
延派遣時間数	49	642	1,008	746	1,135	1,692
延時間外派遣時間数(再掲)	29	91	696	524	391	836

資料：福生市資料

③ 児童扶養手当認定・支給状況

ひとり親家庭の児童扶養手当の認定及び支給状況は、申請件数、認定件数とともに、受給者数は減少傾向にあり、令和元年度では505人となっています。

児童扶養手当認定・支給状況

	単位：件、人、円					
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
申請件数	79	76	76	89	84	69
認定件数	79	76	76	88	84	69
受給者数	609	568	552	533	515	505
支給停止者数	83	96	97	101	113	113
総支給額	283,581,890	282,851,160	269,985,600	272,315,700	268,389,730	340,771,870

資料：福生市資料

④ ひとり親家庭就労支援状況

ひとり親家庭の就労支援事業の状況は、母子家庭等自立支援教育訓練給付金、母子家庭等高等職業訓練促進給付金の実施件数は横ばい傾向にあり、母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施件数は減少傾向にあります。

ひとり親家庭就労支援事業

区分	単位：件					
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
母子家庭等自立支援教育訓練給付金	1	0	1	0	1	1
母子家庭等高等職業訓練促進給付金	3	1	3	4	3	3
母子・父子自立支援プログラム策定事業	8	7	7	6	4	4

資料：事務報告書（各年度）

⑤ 母子・父子自立支援員の相談状況

母子・父子自立支援員（ひとり親家庭からの相談に応じる）の相談状況は、令和元年度では各種手当・福祉資金等に関する相談が347件と最も多く、次いで住宅・医療健康・就労等が334件となっています。

母子・父子自立支援員の相談状況

区分	単位：件					
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
住宅・医療健康・就労等	563	445	569	577	410	334
児童の養育・教育・非行等	130	117	89	195	55	38
各種手当・福祉資金等	233	272	198	300	519	347
母子生活施設入所他	35	28	9	1	6	9
合計	961	862	865	1,073	990	728

資料：事務報告書（各年度）

6 市民活動の状況

(1) ボランティア活動の状況

市内では、福祉の分野をはじめ、青少年の育成、文化、スポーツ、防災・災害、外国人を対象とした活動など、様々な分野でボランティア活動が展開されています。『ふっさボランティア・市民活動センター』には、団体・個人が登録しています。

ふっさボランティア・市民活動センター登録数

単位：人

登録団体数	団体登録人数 (重複者含む)	個人登録人数 (重複者含む)	登録人数合計 (重複者含む)
157 団体	3,903	884	4,787

資料：福生市社会福祉協議会（令和2年3月31日現在）

(2) NPO法人（特定非営利活動法人）の活動状況

市内に主たる事務所を置く東京都認証・内閣府認証の特定非営利活動法人は、23団体となっています。（令和2年10月30日現在の認証NPO法人）

そのうち、保健・医療・福祉分野で活動している団体が10団体、社会教育分野で活動している団体が11団体、まちづくり分野で活動している団体が9団体、災害救援分野で活動している団体が2団体、地域安全分野で活動している団体が1団体、人権分野で活動している団体が4団体、となっています。（重複含む）

(3) 公民館活動の状況

公民館に登録し、生涯学習活動等を行っているサークル数は、199（令和元年6月現在）です。活動内容は、多岐にわたり、福祉、文化、芸術、環境、国際交流等の分野で様々な活動が行われています。

また、サークル活動を通してボランティア活動を行っている市民も多く、公民館での講座受講がボランティア活動を始めるきっかけになる場合があります。

7 外国人住民の状況

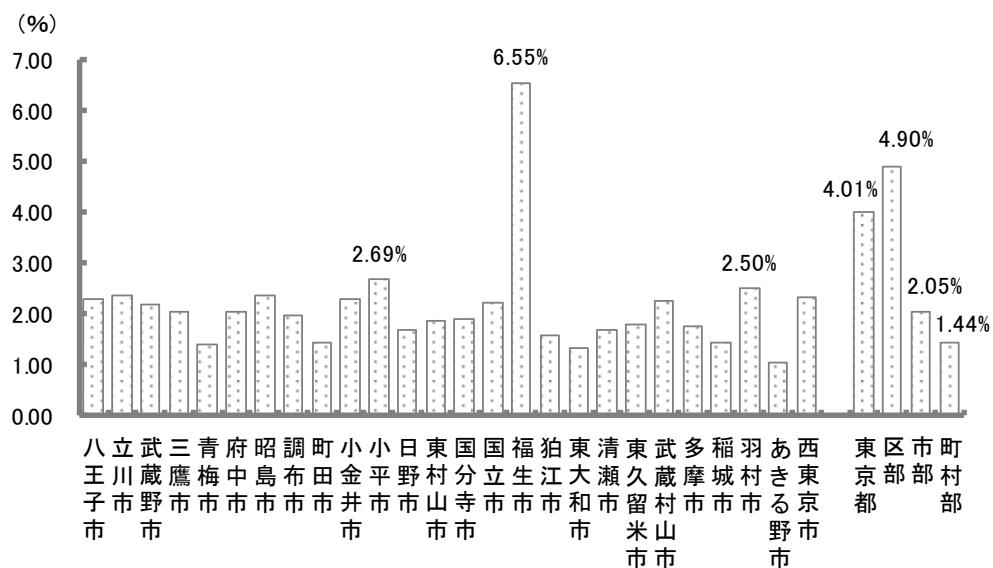
本市は総人口に占める外国人の割合が大きく、令和元年度で、3,645人の外国人が登録しています。その国籍は64か国（無国籍を除く）であり、国別にみるとベトナムが926人と最も多く、次いで中国が610人、ネパールが496人となっています。

国籍・地域別外国人住民人口

国籍・地域別就労者数						単位：人
国籍・地域	人数	国籍・地域	人数	国籍・地域	人数	
ベトナム	926	ブラジル	61	ミャンマー	9	
中国	610	ガーナ	36	イタリア	8	
ネパール	496	バングラデシュ	34	モンゴル	7	
フィリピン	389	ギニア	29	英國	6	
ペルー	231	パキスタン	27	カナダ	6	
韓国	210	マレーシア	23	ナイジェリア	6	
タイ	108	インドネシア	22	ボリビア	6	
米国	107	朝鮮	22	トルコ	4	
台湾	90	スリランカ	18	その他・無国籍	64	
インド	73	イラン	17	合計	3,645	

資料：事務報告書（令和元年度）

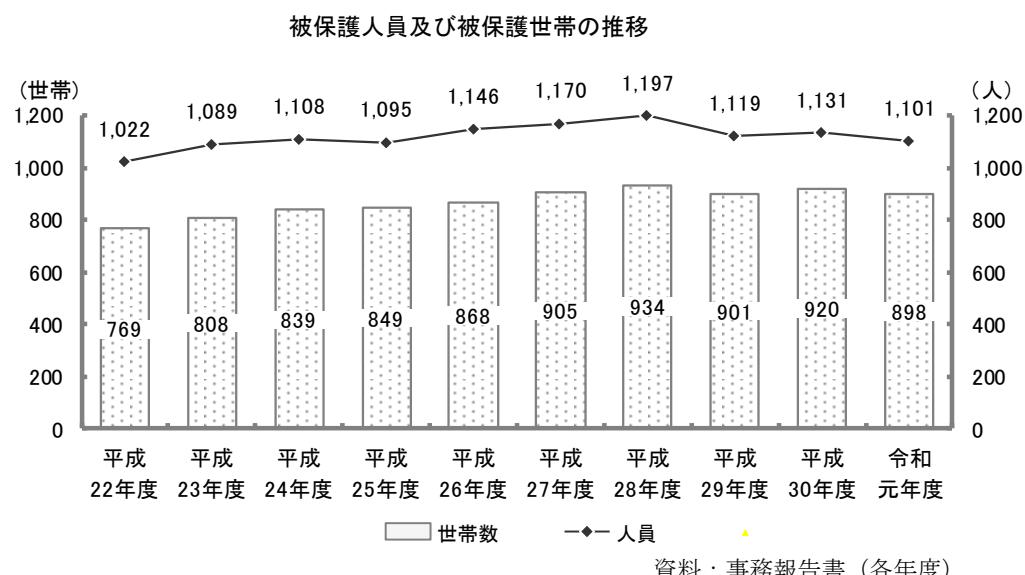
総人口に占める外国人の割合（平成 31 年 1 月 1 日現在）



|| 8 生活保護の状況

(1) 被保護人員及び被保護世帯の推移

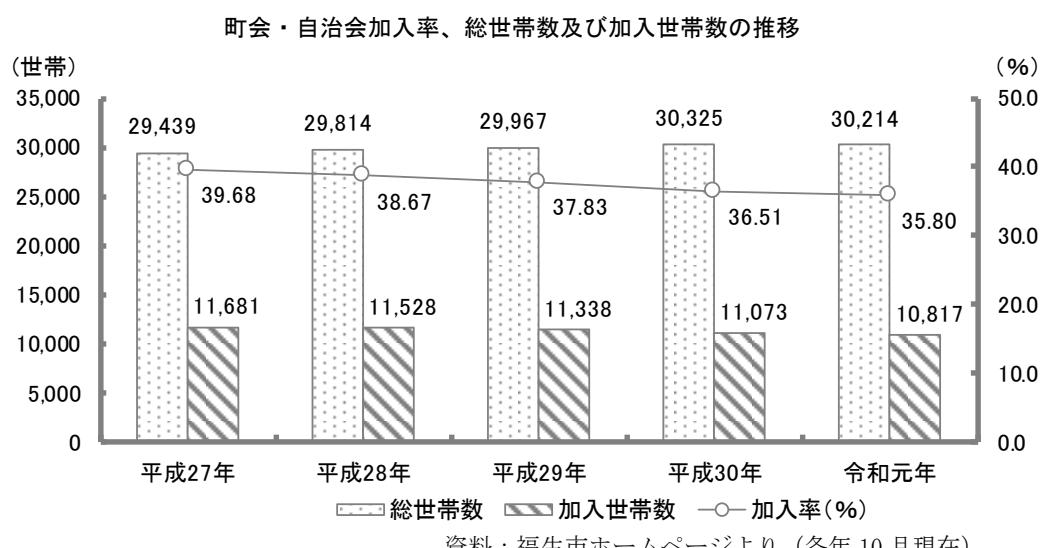
被保護人員及び被保護世帯数ともに、近年は減少傾向にあり、令和元年度で被保護人員が 1,101 人、被保護世帯数が 898 世帯となっています。



|| 9 その他

(1) 町会・自治会加入率、総世帯数及び加入世帯数の推移

加入世帯数と加入率は、ともに年々減少傾向にあり、令和元年で 10,817 世帯、35.80% となっています。



|| 10 計画策定に際しての課題

(1) 地域活動を担う人材の不足

市政世論調査（平成30年）をみると、地域コミュニティ（集団）活動の参加状況は、「参加していない」の割合は50.6%となっていますが、それ以外では、「町会・自治会」の割合が34.4%、「スポーツや芸術活動・文化活動（サークル）」の割合が10.9%と比較的高くなっています。

また、高齢者生活実態調査結果（令和元年）[本計画P.23]をみると、地域での活動の参加頻度について、どの会・グループ等でも「参加していない」や「無回答」が多くなっていますが、“町内会・自治会”で「年に数回」(15.7%)、“趣味関係のグループ”で「月1～3回」(12.1%)、“スポーツ関係のグループやクラブ”で「週2～3回」(8.8%)となっています。

福祉や地域の取組は様々なものがありますが、地域活動に「参加していない」の割合が高いため、活動を支える人材が不足すると、一人に大きな負担がかかり活動の継続等に影響を与える可能性があります。

また、仕事や子育て等で時間的なゆとりが少なくなる中、地域活動に対する負担の軽減や役割の明確化を図りつつ、福祉活動に関わる人材の育成が必要です。

(2) ボランティア活動の機会の不足

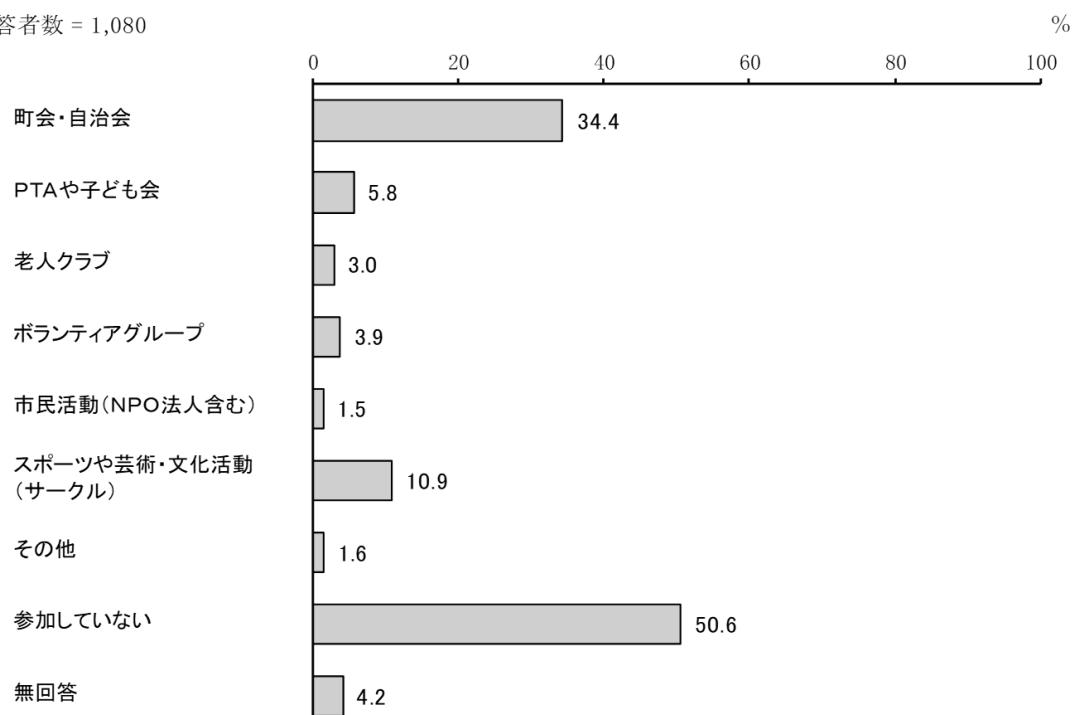
市政世論調査（平成30年）をみると、ボランティア活動について「ボランティア活動に参加したことがあります、今後も参加する（したい）」の割合が18.7%、「ボランティア活動に参加したことはないが、今後は参加したい」の割合が35.6%となっており、ボランティア活動への高い意向がうかがえます。

また、高齢者生活実態調査結果（令和元年）[本計画P.23]をみると、地域での活動の参加頻度について、「ボランティアのグループ」に月1回以上参加している割合は、9.0%となっています。

地域福祉活動を担う人材育成の支援やボランティアの育成支援に取り組み、地域活動や団体活動のさらなる促進を図るため、団体間の情報共有や活動のPRや、具体的な活動へつなげる研修等を行い、意識の向上や福祉課題を解決する担い手につながるよう支援や取組を進めていくことが必要です。

《地域コミュニティ（集団）活動に参加していますか》

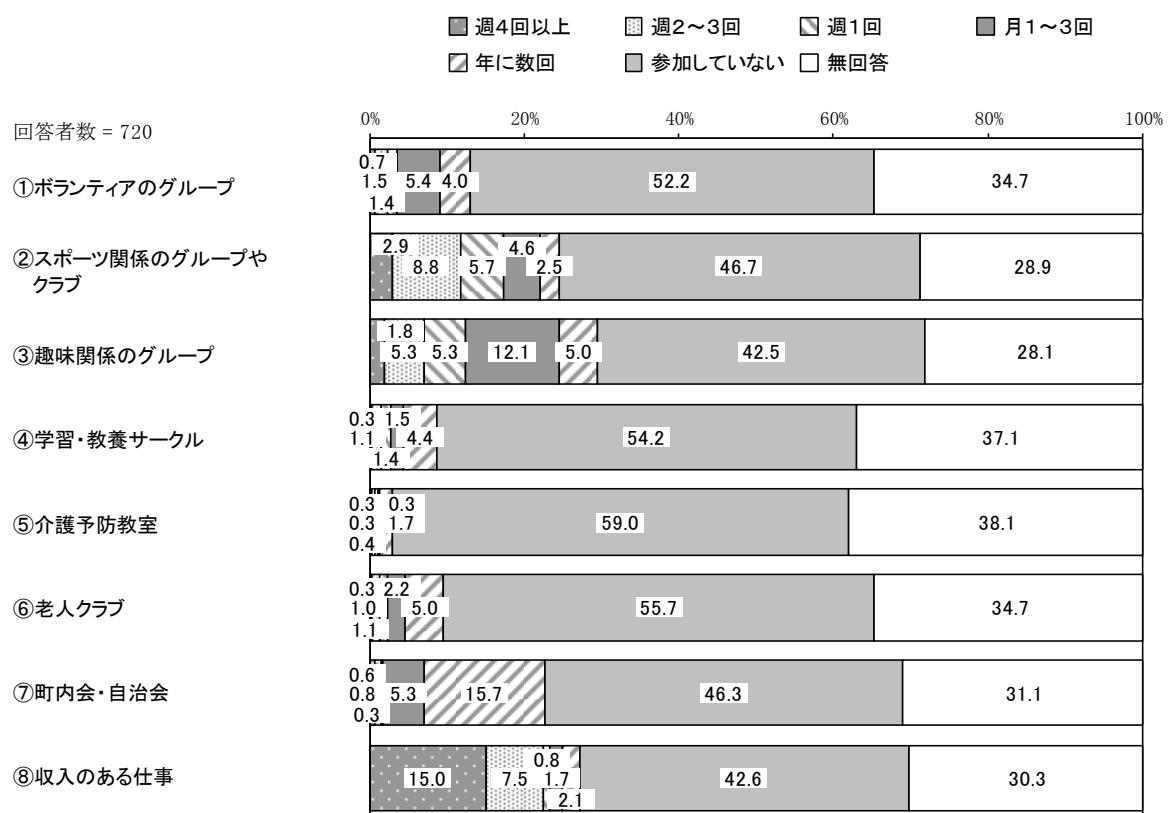
回答者数 = 1,080



資料：市政世論調査（平成30年）

《地域での活動の参加頻度について》

回答者数 = 720



資料：高齢者生活実態調査結果（令和元年）

(3) 地域活動への関心の低下

市政世論調査（平成30年）をみると、町会・自治会の加入状況について、加入していないと回答した割合は49.1%となっており、その理由は「仕事・学業・家事などで忙しく参加する時間がないから」の割合が55.7%と最も高く、次いで、「加入のメリットを感じられないから」の割合が27.5%、「役員などになりたくないから」の割合が24.3%となっています。

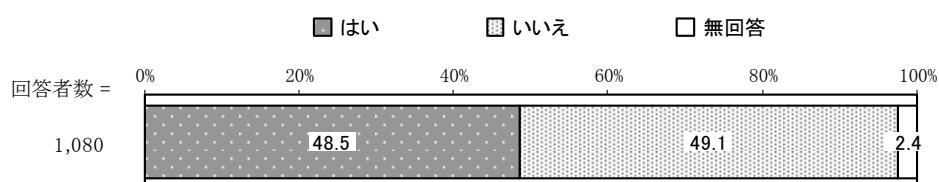
高齢者生活実態調査結果（令和元年）[本計画P.25]をみると、地域住民の有志による地域づくり活動への参加意向について、一般高齢者は「ぜひ参加したい」が11.7%、「参加してもよい」が53.1%、要支援（認定）者は「ぜひ参加したい」が8.2%、「参加してもよい」が33.3%となっています。

また、地域住民の有志による地域づくり活動への企画・運営としての参加意向について、一般高齢者、要支援者ともに「参加したくない」（順に52.1%、60.4%）が最も多く、一般高齢者は「参加してもよい」（38.3%）も、比較的多くなっています。

地域活動への参加のきっかけとなるよう、交流や体験を通して、地域の生活課題や地域活動に対する市民の理解を深めていくことが必要です。

また、地域活動を活性化させていくうえで、活動の横のつながりや情報共有が重要であり、地域における活動の機会や拠点となる居場所づくりも必要です。

《町会・自治会に加入していますか》



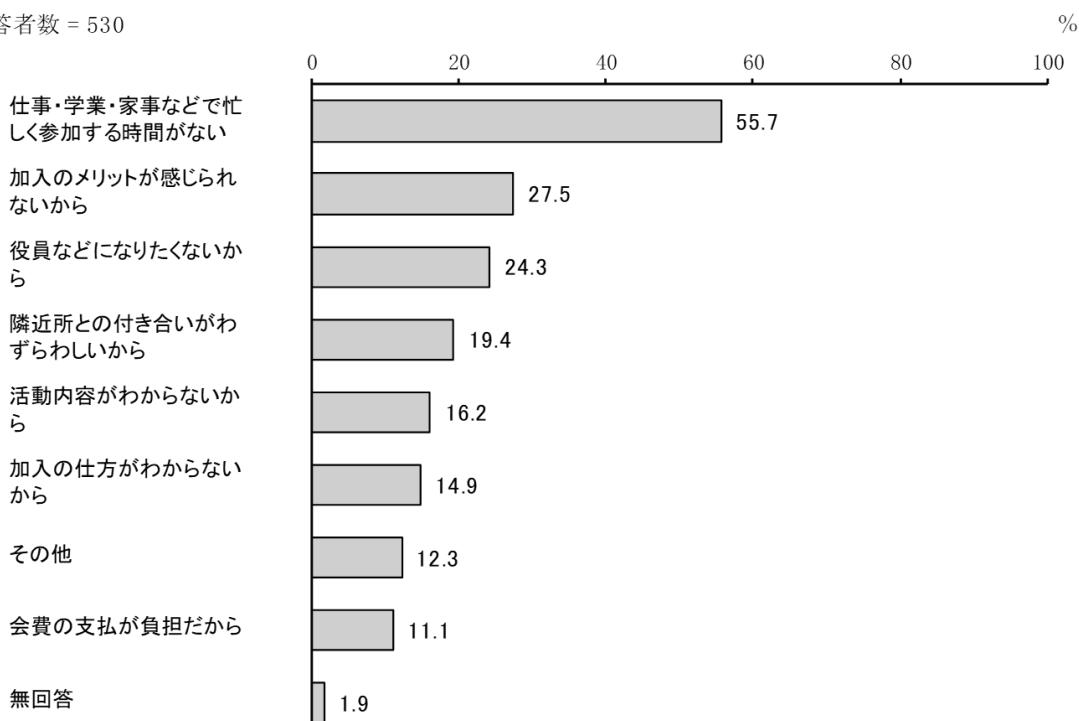
資料：市政世論調査（平成30年）

※町会・自治会加入率（実数）[本計画 P. 21]

平成30年10月 36.51%
令和元年10月 35.80%

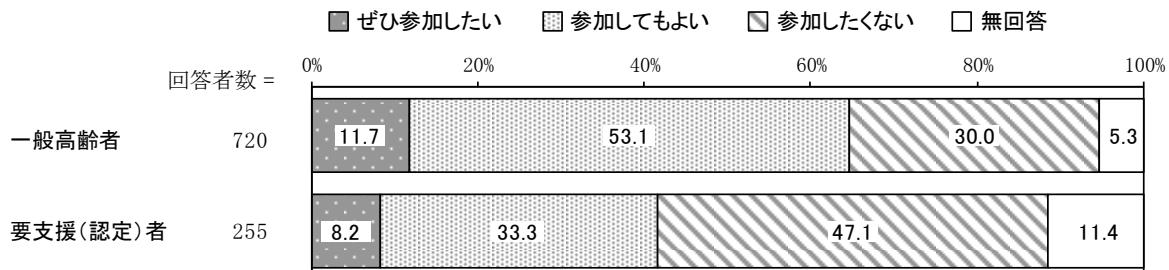
«「町会・自治会」に加入していない理由は何ですか»

回答者数 = 530



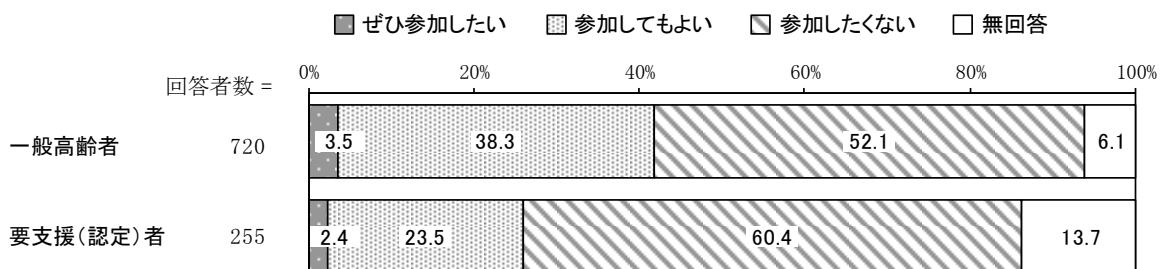
資料：市政世論調査（平成30年）

«地域住民の有志による地域づくり活動への参加意向»



資料：高齢者生活実態調査結果（令和元年）

«地域住民の有志による地域づくり活動への企画・運営としての参加意向»



資料：高齢者生活実態調査結果（令和元年）

(4) 地域とのつながりの希薄化

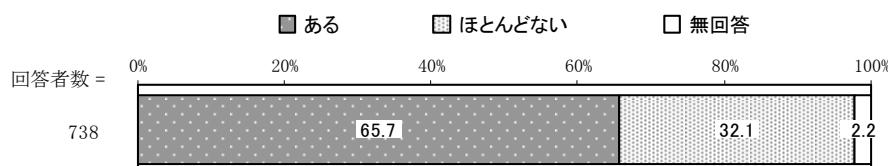
福生市民の健康に関するアンケート（平成 27 年）をみると、家族や仕事以外で人と交流する機会について「ある」の割合が 65.7%、「ほとんどない」の割合が 32.1%となっています。

また、高齢者生活実態調査結果（令和元年）をみると、まわりの人との「助け合い」については、“心配事や愚痴を聞いてくれる人”、“看病や世話をしてくれる人”、“看病や世話をしてあげる人”については、いずれも「配偶者」が最も多くなっています。“心配事や愚痴を聞いてあげる人”については「友人」が最も多く、「配偶者」が続いています。

一人ひとりが安心して地域で暮らしていくためには、市民同士が知り合うことが大切です。また、知り合うことでちょっとした困りごとを、相談したり、助け合える関係となる土壌となります。

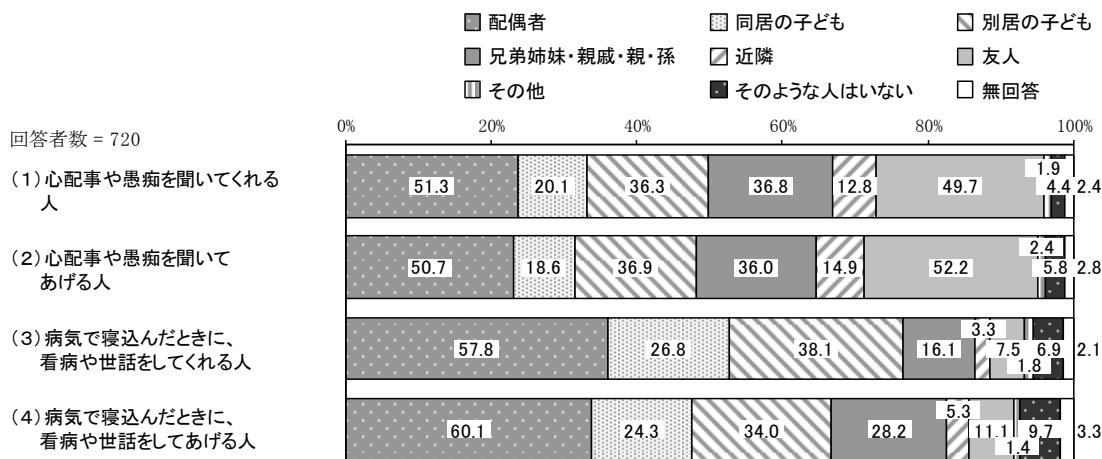
多くの人が地域で助け合える関係になるためには、まずは一人ひとりが周囲を気にかけ、見守り、気づき、声を掛け合うことが大切です。心配な人がいたときには、声をかけたり、支援先を案内できるような意識を持った担い手を増やしていく必要があります。

《地域住民の有志による地域づくり活動への企画・運営としての参加意向》



資料：健康増進計画【健康ふっさ 21】(第2次)
福生市民の健康に関するアンケート（平成 27 年）

《まわりの人との「助け合い」について》



資料：高齢者生活実態調査結果（令和元年）

(5) 福祉課題を抱えた人の孤立

子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成30年）において、経済的な理由による料金滞納のために、電気、ガス、水道を止められた経験がある保護者が2.5%となっており、経済的な困難を抱えている世帯があることがうかがえます。また、子育てについて、不安や負担などを感じることとして、「子育てにかかる経済的な負担が大きい」の割合が就学前児童の保護者で34.9%と高くなっています。

また、高齢者生活実態調査結果（令和元年）[本計画P.32]をみると、経済的にみた現在の暮らしの状況について、一般高齢者、要支援者ともに「ふつう」（順に56.4%、49.0%）に次いで「やや苦しい」（順に20.7%、33.3%）となっています。

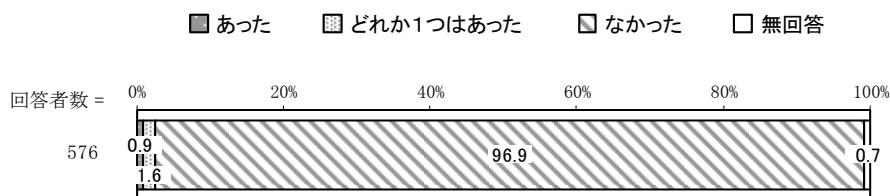
また、家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手について、一般高齢者は「そのような人はいない」という回答が38.1%で最も多く、次いで「医師・歯科医師・看護師」が25.3%で多くなっていますが、要支援者は「ケアマネジャー」が48.2%で最も多く、次いで「地域包括支援センター・役所」が36.5%で多くなっています。

更に、障害者生活実態調査結果（令和元年）[本計画P.33]において、対象者や支援者が、生活上の悩みや困ったことを相談する相手について、すべての種別において「家族・親族」の割合が最も多くなっています。ただし、精神障害者では、「相談する人がいない」の割合が10.0%となっています。

個人や世帯単位で様々な課題を抱え、支援を必要としているケースが増えており、適切に相談につながらずに孤立してしまうケースや、相談先がわからずに状態が深刻化してしまうケースなどもあり、問題が複雑化する前の早い段階で適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の整備が求められます。

また、住み慣れた地域で元気に暮らし続けるためには、法律や制度に基づいた支援だけではなく、一人ひとりに合わせた支援を市民・団体・事業者・行政などで考え、協働し、届く仕組みが必要となります。

《経済的な理由による料金滞納のために、電気、ガス、水道を止められた経験がありましたか》



資料：子ども・子育てに関するアンケート調査（平成30年）

(6) 地域課題の複雑化

子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成30年）においても、子育てをする上で、気軽に相談できる人、相談できる場所について「いない／ない」の割合が就学前児童の保護者で5.9%、小学生の保護者で9.7%と相談先のない保護者の姿がうかがえます。

高齢者生活実態調査結果（令和元年）[本計画P.32]をみると、家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手について、一般高齢者は「そのような人はいない」という回答が約4割（38.1%）で最も多くなっています。

また、障害者生活実態調査結果（令和元年）[本計画P.33、34]では、対象者や支援者が、生活上の悩みや困ったことを相談する相手について、すべての種別において「家族・親族」の割合が最も多くなっています。その中で、精神障害者では、「相談する人がいない」の割合が10%となっています。

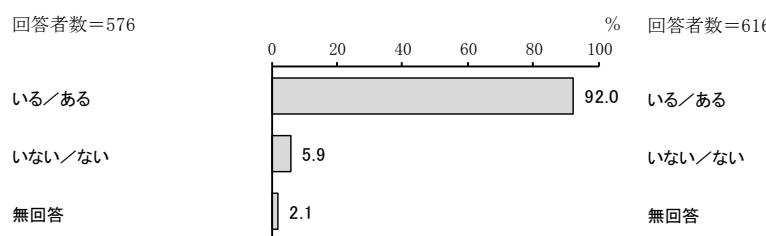
更に、今後、市に期待することについては、「相談支援の充実」は、知的障害者では30.2%、精神障害者では38.3%となっています。

本市では、市役所、地域包括支援センター、各学校などの機関や、民生委員・児童委員などを窓口として、地域住民からの様々な問題を受け止め、相談に応じています。

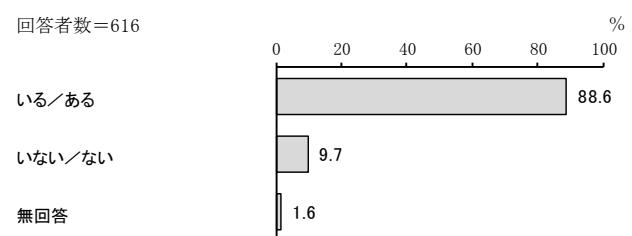
適切な相談機関につながる仕組みづくりと複雑化する相談に対応するための相談窓口間の連携・体制整備により、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できる「丸ごと相談（断らない相談）」の実現に向けた具体的な取組を進めていくことが必要です。

«子育てをする上で、気軽に相談できる人、相談できる場所はありますか»

[就学前児童の保護者]



[小学生の保護者]



資料：子ども・子育てに関するアンケート調査（平成30年）

(7) 生活上の様々な脅威や不安の高まり

市政世論調査（平成30年）をみると、希望するまちの姿について、「災害や交通安全に配慮した安心して生活できるまち」の割合が47.3%と最も高くなっています。安心して生活できる環境づくりが求められています。

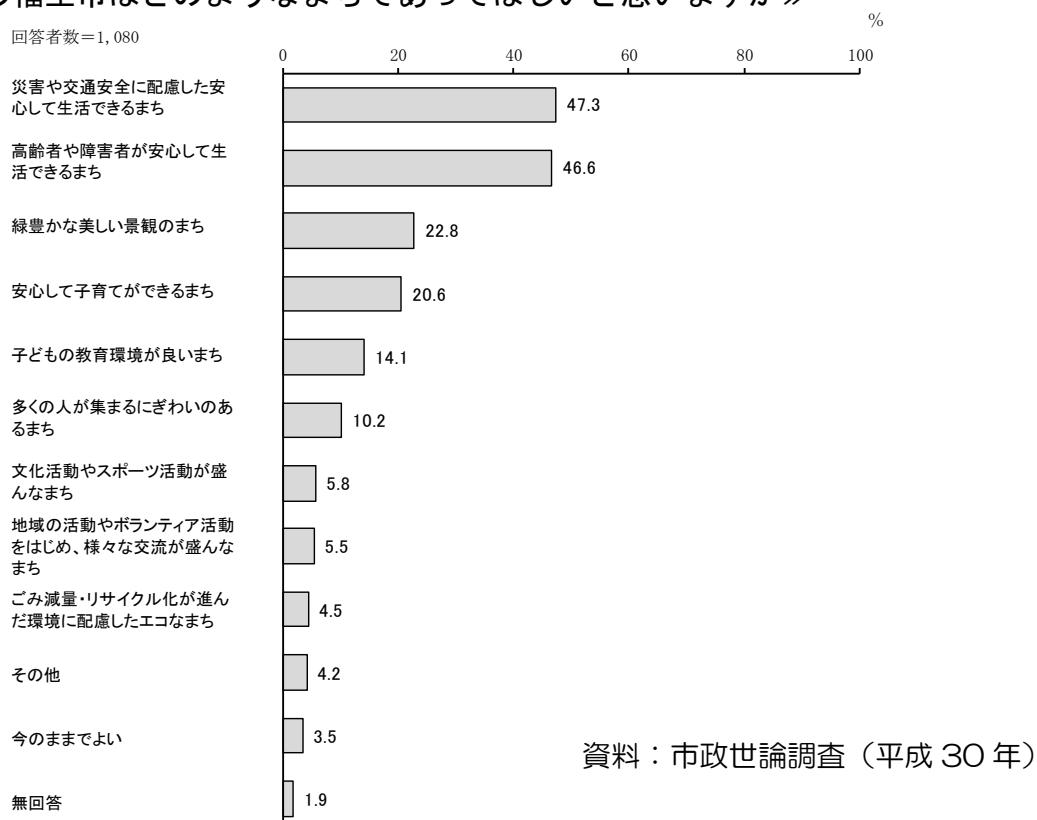
更に、障害者生活実態調査結果（令和元年）[本計画P.34]をみると、今後、市に期待することについて、「災害時の対応に関する情報提供」の割合は、身体障害者では22.9%、知的障害者では28.6%、精神障害者では14.9%、難病患者は23.3%となっています。

今後、防災訓練など、地域での防災活動を周知するとともに、地域で暮らすより多くの地域住民の参加を促進し、災害発生時や避難所などの支援体制の充実が必要です。

また、加齢による身体機能の低下など様々な原因による交通事故は、だれもが加害者にも被害者にもなりうる可能性があり、どちらにも心身共に大きな痛手となります。更に、高齢者を狙った悪質な特殊詐欺は、新たな手口が横行し、財産を奪い取ろうとしています。

このような脅威や不安から守り、安心して生活のできる地域づくりが必要です。

《将来の福生市はどのようなまちであってほしいと思いますか》



(8) 福祉情報の散在化

市政世論調査（平成30年）をみると、市の情報の入手手段は、「市の広報紙」の割合が74.6%と最も高くなっています。次いで、「町会、自治会の回覧物」の割合が30.1%、「市で作成したパンフレット、ポスターなど」の割合が25.9%となっています。また、「市のホームページ」の割合は18.1%となっています。

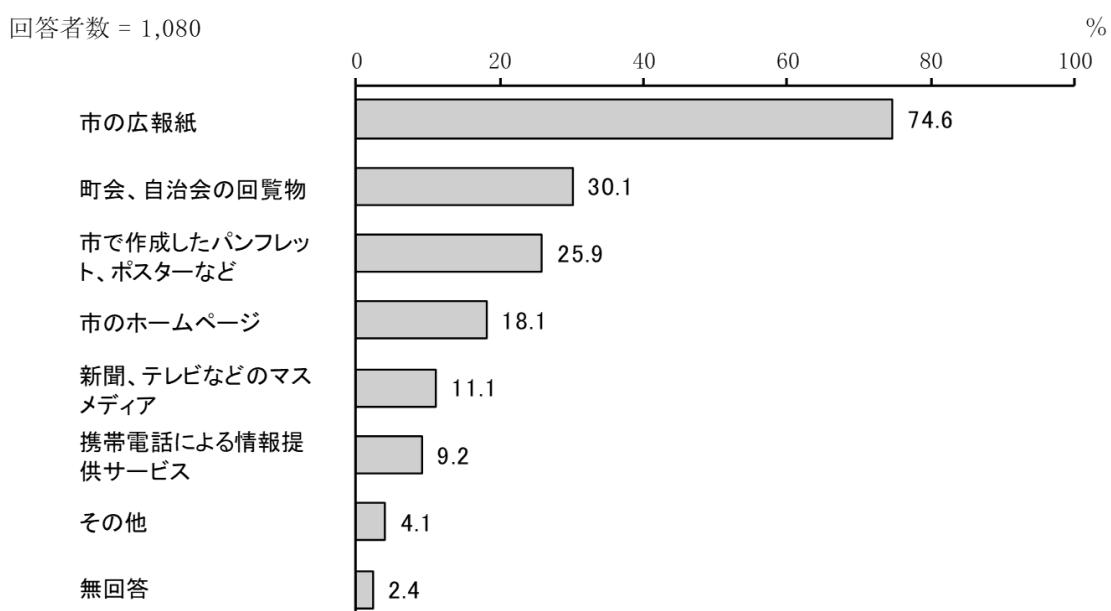
更に、障害者生活実態調査結果（令和元年）[本計画 P.34、35]をみると、市の行事、福祉、保健に関する情報の入手先については、すべての種別において「市の広報・ホームページ・情報メール」の割合が最も多くなっています。次いで「市役所」、「家族・親族」の順となっています。知的障害者と精神障害者は「市の広報・ホームページ・情報メール」が約4割（順に39.0%、40.3%）で、身体障害者と難病患者に比べて少ないですが、「市役所」、「家族・親族」の割合が、身体障害者と難病患者の割合より多くなっています。

また、今後、市に期待することについては、身体障害者では「障害福祉サービスに関する情報提供」が25.3%となっています。難病患者は「障害福祉サービスに関する情報提供」が24.8%、「災害時の対応に関する情報提供」が23.3%となっています。

情報提供については、広報紙・ホームページ・回覧板等を活用した情報提供を実施していますが、情報が散在しており、住民が求めている情報にたどりつきにくくなっている現状があります。

支援が必要な人の情報の管理・活用方法の検討と、一人ひとりの状況や年齢層を考慮するなど、福祉サービス等の対象となる人へ対象者を意識した情報発信が必要です。

《市の情報を特に何から得ていますか》



資料：市政世論調査（平成30年）

(9) 権利擁護等についての認知不足

障害者生活実態調査結果（令和元年）[本計画 P.36、37] をみると、障害又は難病が原因で人権を損なう扱いを受けた経験については、すべての種別において「特にない」が最も多くなっていますが、知的障害者の「差別用語を使われた」（20.3%）、精神障害者の「暴言・暴力による虐待を受けた」（20.4%）と「希望する仕事に就職できなかった」（17.4%）の割合が多くなっています。

また、「地域福祉権利擁護事業」や「成年後見制度」の認知度については、すべての種別において「名称も内容も知っている」の割合は2割未満と少なく、「名称も内容も知らない」が3割以上になっています。

支援が必要な人を地域で把握し日常的な見守りを行うことや、市民一人ひとりの人権が尊重され、自立して生活できるよう権利擁護についての普及啓発及び体制の充実が必要です。

(10) ライフスタイルの多様化による新たな地域課題の増加

高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者等、地域で支援を必要としている人の抱える課題は多岐にわたっています。

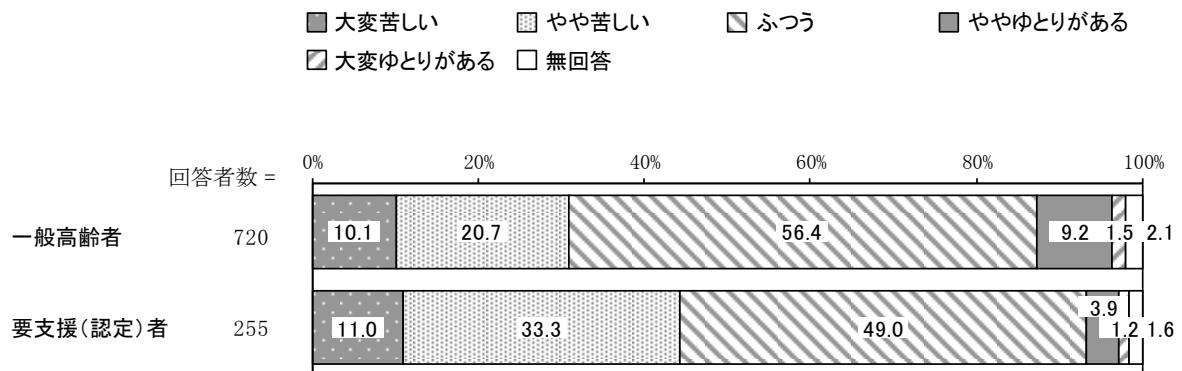
障害者生活実態調査結果（令和元年）[本計画 P.34] をみると、今後、市に期待することについては、すべての種別において「障害福祉サービスの充実」の割合が最も多くなっているなかで、身体障害者は「障害者に配慮したまちづくり」（27.4%）、「障害福祉サービスに関する情報提供」（25.3%）、知的障害者や精神障害者では「就労支援の充実」（34.6%、31.8%）、「相談支援の充実」（30.2%、38.3%）が高くなっています。

また、高齢者生活実態調査結果（令和元年）[本計画 P.37] をみると、要介護者が今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が2割台後半（28.2%）で最も多く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」（22.7%）、「掃除・洗濯」（17.9%）となっています。

こうした多様な福祉ニーズに対応していくため、地域での助け合いや様々な社会資源の連携によって支援の充実を図っていくことが必要です。また、就労や経済的な問題を抱えるなど、公的福祉の対象外の人や長期にわたるひきこもりなど、制度のはざまにある人への支援も必要です。

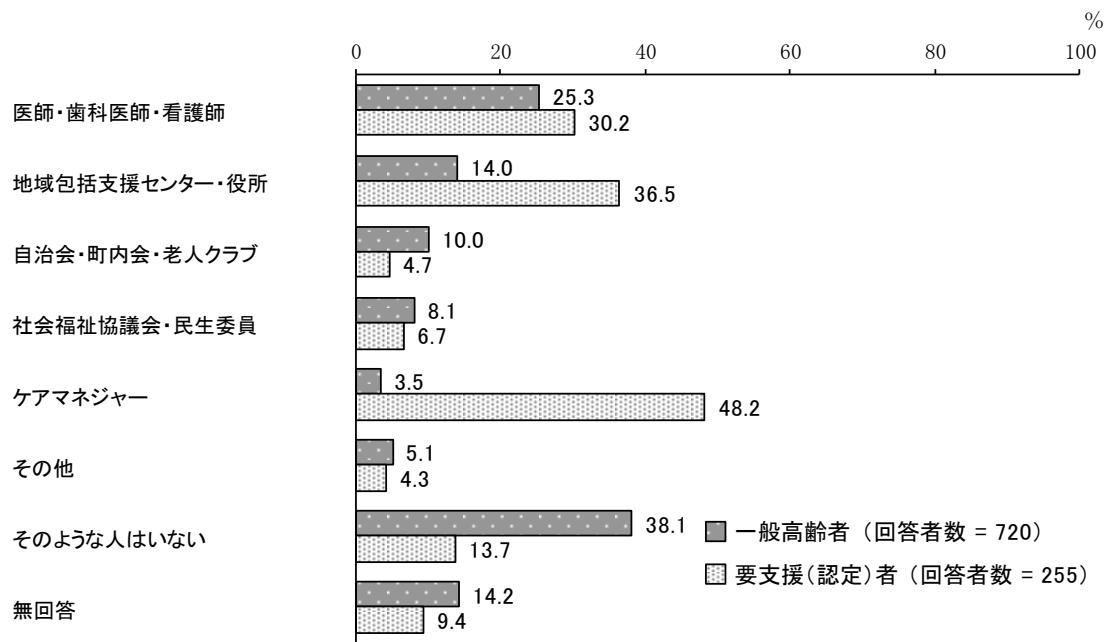
更に、高齢者・障害のある人の増加に伴い、成年後見制度の需要が高まることが予想される中で、今後も、成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実することや虐待防止対策に取り組んでいくことが求められます。

《経済的にみた現在の暮らしの状況について》



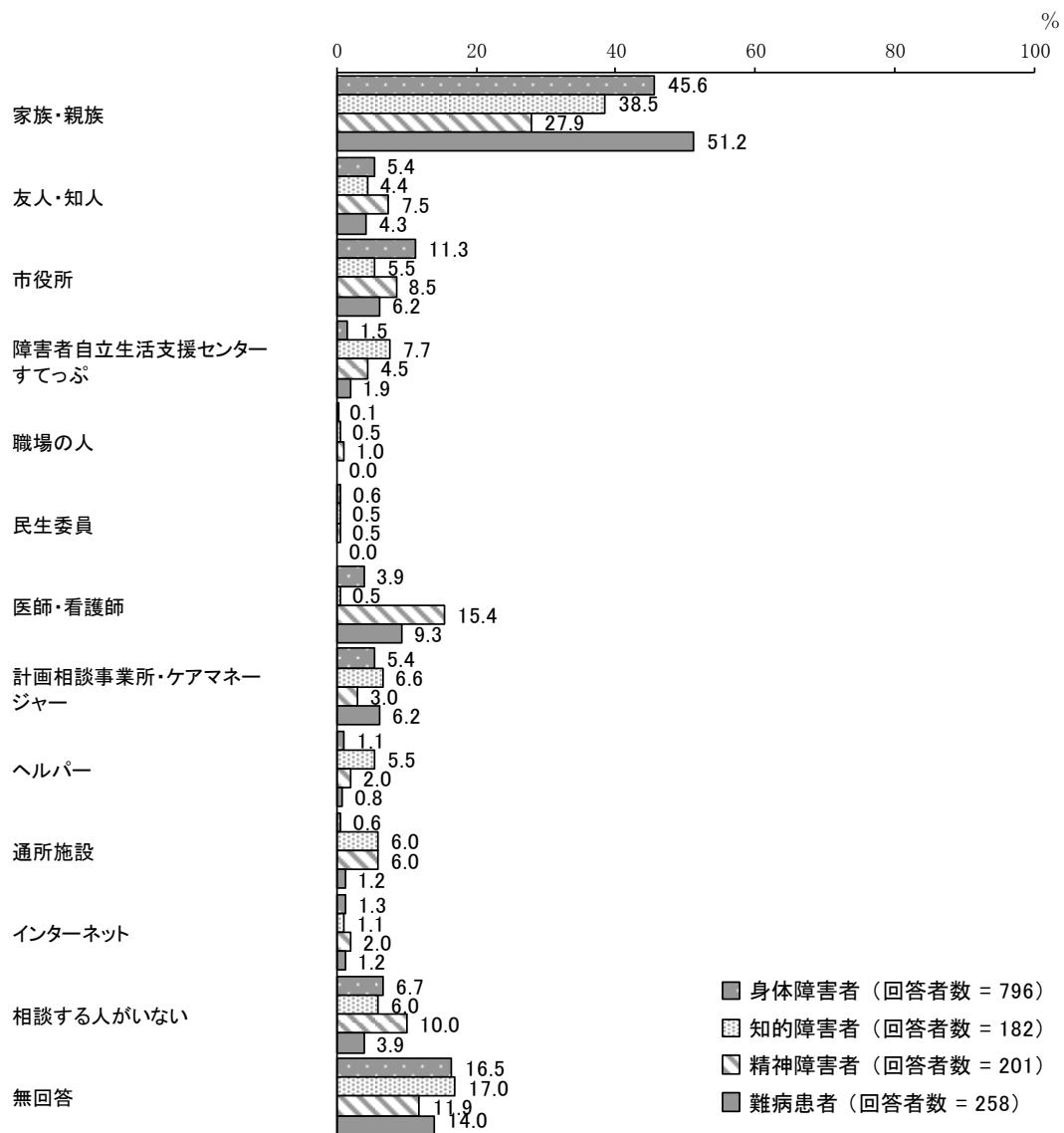
資料：高齢者生活実態調査結果（令和元年）

《家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手》



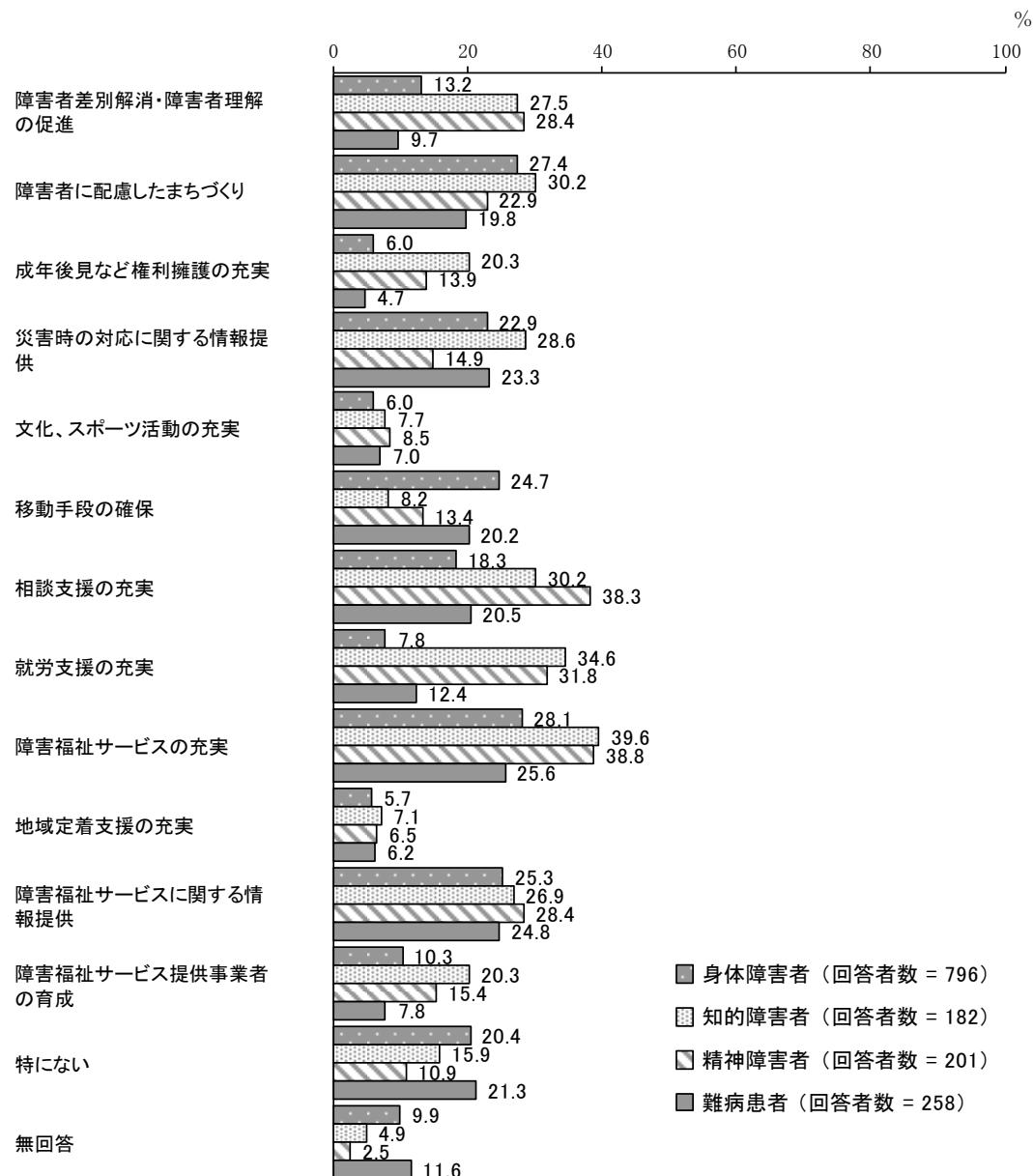
資料：高齢者生活実態調査結果（令和元年）

『対象者や支援者が、生活上の悩みや困ったことを相談する相手について』



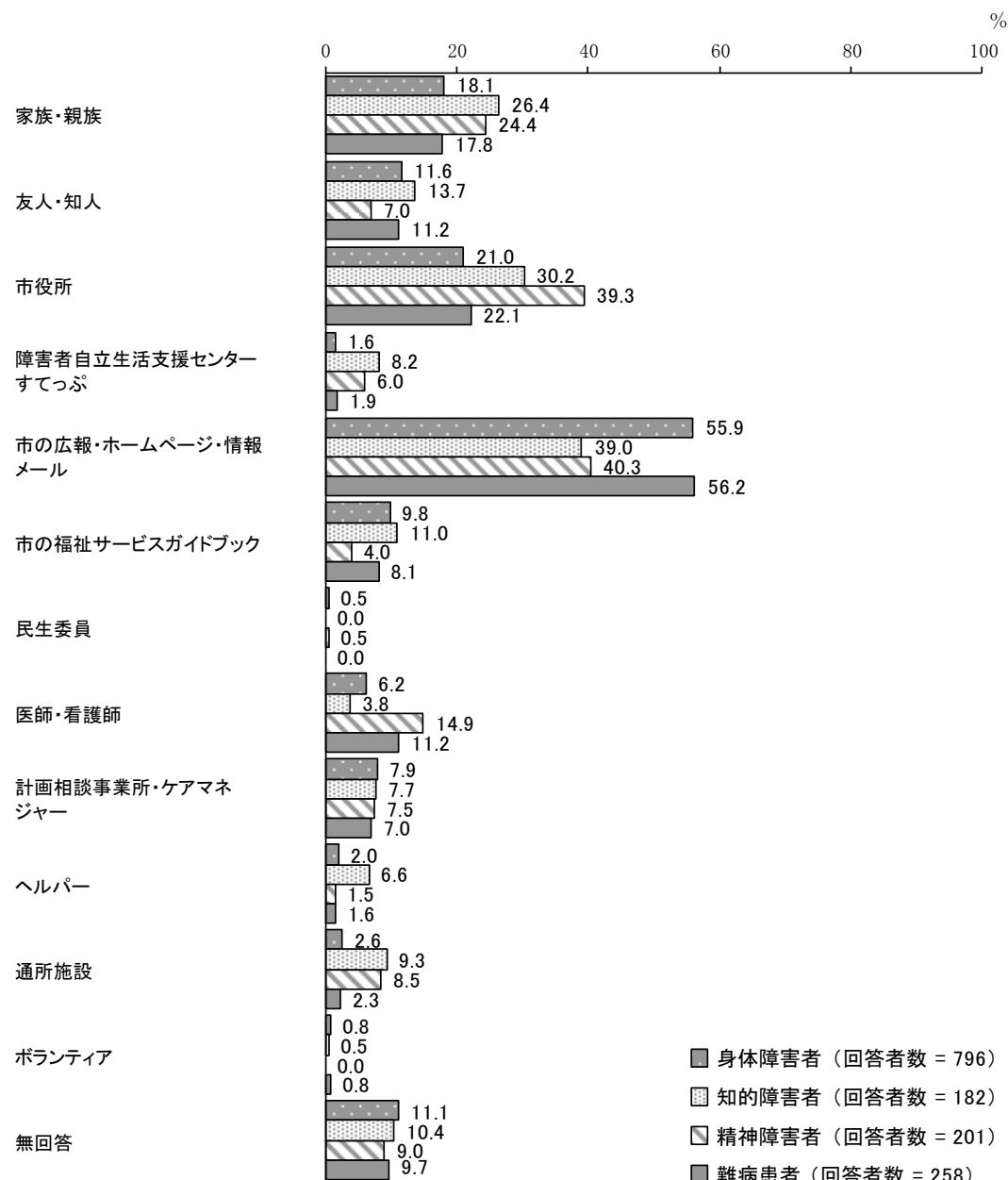
資料：障害者生活実態調査結果（令和元年）

《今後、市に期待することについて》



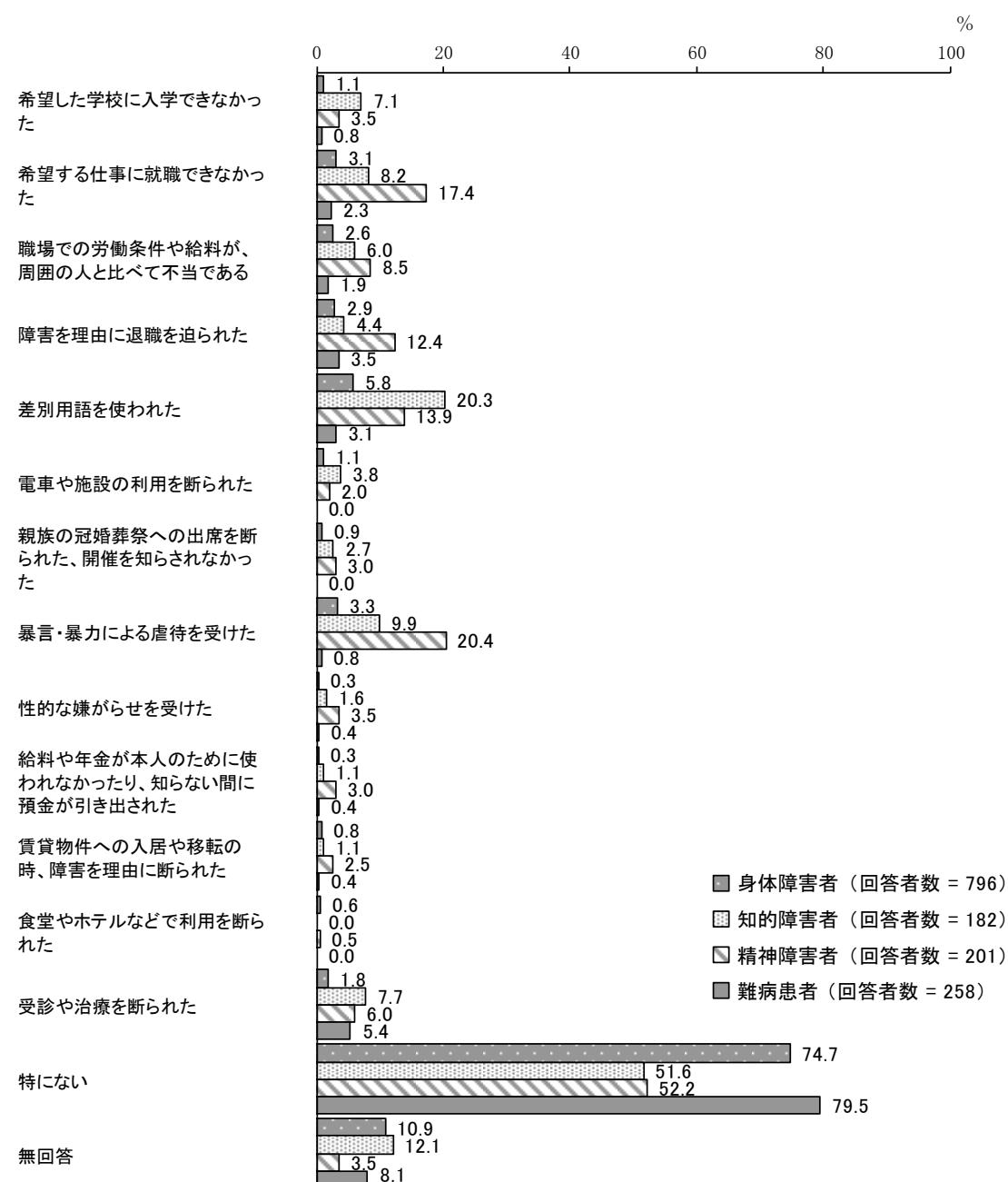
資料：障害者生活実態調査結果（令和元年）

≪市の行事、福祉、保健に関する情報の入手先について≫



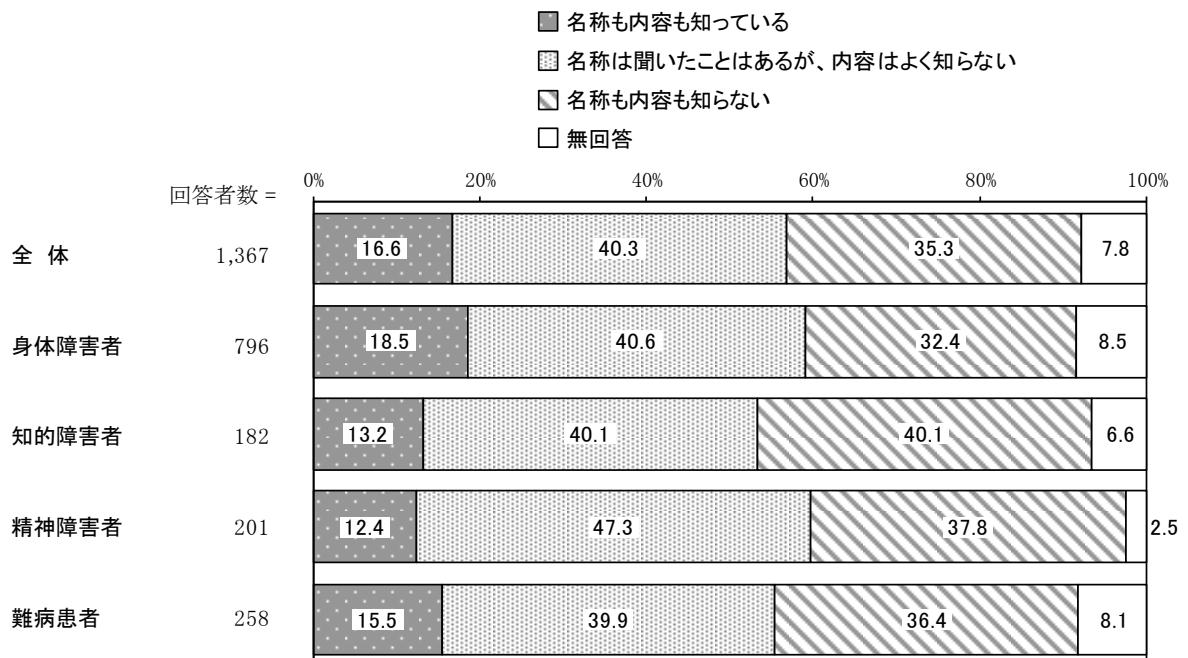
資料：障害者生活実態調査結果（令和元年）

『障害又は難病が原因で人権を損なう扱いを受けた経験について』



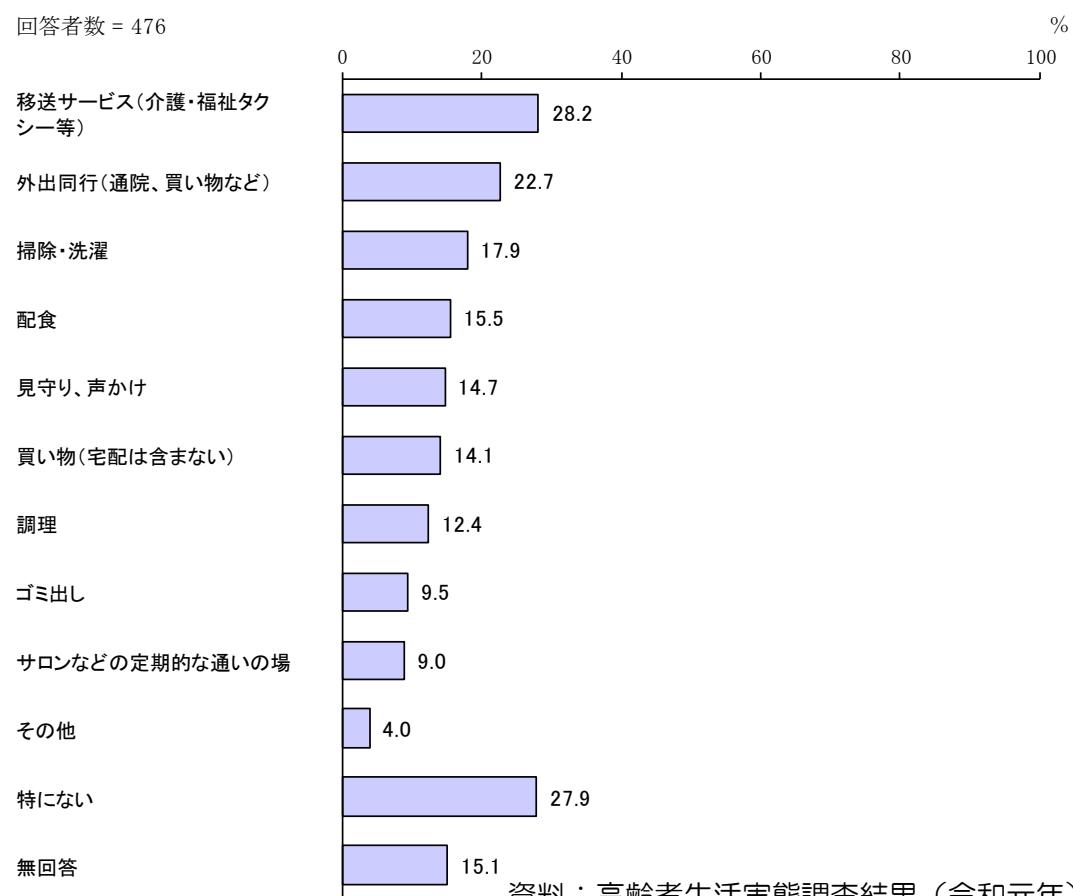
資料：障害者生活実態調査結果（令和元年）

«「地域福祉権利擁護事業」や「成年後見制度」の認知度について»



資料：障害者生活実態調査結果（令和元年）

«在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて»



資料：高齢者生活実態調査結果（令和元年）



基本的な計画の考え方

1 計画の基本理念

性別や年齢にかかわらず、障害や疾病のある人もない人も、更には外国人も含めてすべての人が、住み慣れた地域や家庭で安心して心豊かに、その人らしく自立していきいきと暮らしていくことができる地域社会を目指していくことが求められています。

『第5期福生市地域福祉計画』では、計画の基本理念を、「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」と定め、地域福祉の推進に努めてきました。

また、令和2年3月に策定された『福生市総合計画（第5期）』においては、目指すまちの姿を「人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ」としており、その実現に向けたまちづくりの五つの行動指針を掲げ、福生市に関わる人々が日々の暮らしをより良いものとしていくまちづくりを推進しています。

こうした方針の元、社会環境の変化による新たな課題に対応するため、引き続き地域福祉の一層の推進を図っていくことが必要であり、本計画の基本理念は前計画を継承し、次のとおり、福祉分野における市民・地域・行政の共通の目標としていきます。

【基本理念】

『すべての人が、住み慣れた地域の中で
安心して明るく心健やかに暮らせる、
人と人とのつながり・
支え合いのあるまちづくり』

|| 2 計画に盛り込む事項

地域福祉計画は、法第107条に記載された次の五つの事項について、その趣旨を踏まえ具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、計画に盛り込むことが求められています。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

(法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

【参考】 社会福祉法（抜粋）

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- (3) 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

|| 3 基本目標

『基本理念』が示す「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」を実現するため、本計画の基本目標を次の三つとします。

また、基本目標に対する施策の方向を明らかにし、その総合的な展開を図ります。

基本目標 1 地域活動を支える担い手づくり

地域でのつながりや支え合いについてだれもが考え、身近な地域で起きている問題に関心を持ち、問題を自ら解決していく地域を実現するためには、「地域活動を支える担い手」の育成が重要です。

地域福祉を推進するために、町会・自治会や民生委員・児童委員など地域の団体や組織の活動、NPO・ボランティア活動を支援し、関係団体との連携の強化を図り、また、これらの活動を支える担い手の育成を支援します。

本市においては、“地域活動を支える担い手づくり”を基本目標1とし、法第107条第4号「地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項」及び「計画策定に際しての課題」から、次の3つを施策の方向性として位置づけます。

計画策定に際しての課題		施 策 の 方 向 性
地域活動を担う人材の不足	➡	地域に目を向け参加・参画する人の増加
ボランティア活動の機会の不足	➡	NPO・ボランティア活動等の支援
地域活動への関心の低下	➡	地域の活動基盤の充実

基本目標2 支援が必要な人を支える地域づくり

多くの人が地域で支え合える関係になるためには、まずは一人ひとりが周囲を気にかけ、見守り、気づき、声を掛け合うといったふれあいの意識から関係づくりを広げていくことが重要です。

同じ地域に住む住民同士が顔の見える関係をつくり、見守りや支え合い、困ったときに助け合うことができる組織的な活動を推進し、福祉教育に取り組むことで、障害の有無や年齢に関係なく、地域全体で支援が必要な人を支える体制の構築を推進します。また、今後、自然災害や感染症、犯罪をはじめとする、生活上の脅威や不安に対応するため、地域住民の交流を深め、つながりを強化し、防災や防犯に対する意識や活動を高められるよう取り組みます。

本市においては、“支援が必要な人を支える地域づくり”を基本目標2とし、法第107条第1号「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」及び「計画策定に際しての課題」から、次の4つを施策の方向性として位置づけます。

計画策定に際しての課題		施 策 の 方 向 性
地域とのつながりの希薄化	➡	顔の見える関係づくりと健康づくりの推進
福祉課題を抱えた人の孤立	➡	地域におけるセーフティネットの構築
権利擁護等についての認知不足	➡	人権尊重と権利擁護の充実
生活上の様々な脅威や不安の高まり	➡	安全安心な地域づくりの推進

基本目標3 適切な支援につなげる体制づくり

住民が抱える問題は複雑化し、福祉ニーズも多様化しており、このような複雑な相談に対応するために、適切な相談につながる仕組みづくりと相談窓口間の連携・体制を整備することが重要です。

だれもが気軽に相談でき、必要な支援に結びつける「断らない相談」に取り組み、住民のニーズに合った適切な情報や支援の提供を図ります。また、支援を必要としている人々に適切な福祉サービスが行き渡るよう、関係機関・団体との連携を強化し、だれもが適切な支援につながる体制づくりを進めます。

本市においては、“適切な支援につなげる体制づくり”を基本目標3とし、法第107条第2号「地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項」と同条第3号「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」、同条第5号「包括的な支援体制の整備に関する事項」及び「計画策定に際しての課題」から、次の3つを施策の方向性として位置づけます。

計画策定に際しての課題		施 策 の 方 向 性
地域課題の複雑化	➡	総合的な相談体制の充実
福祉情報の散在化	➡	福祉情報の提供体制の充実
ライフスタイルの多様化による新たな地域課題の増加	➡	地域福祉の推進体制の強化

4 地域福祉を推進するために

地域生活課題に対して、自助、共助、公助がお互いに重なり合いながら、社会的に弱い立場にある人を孤立・孤独・排除等から守り、社会・地域の一員として包み支える「ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）」の考え方を踏まえた「支え合いの地域づくり」に向けて、重層的なネットワーク（圏域）を構築していくことが求められています。行政は限られた財源のもと、選択と集中という視点から、自助、共助の活動を支援しつつ、公助で担うべきサービスを提供し、地域福祉を総合的に推進していきます。

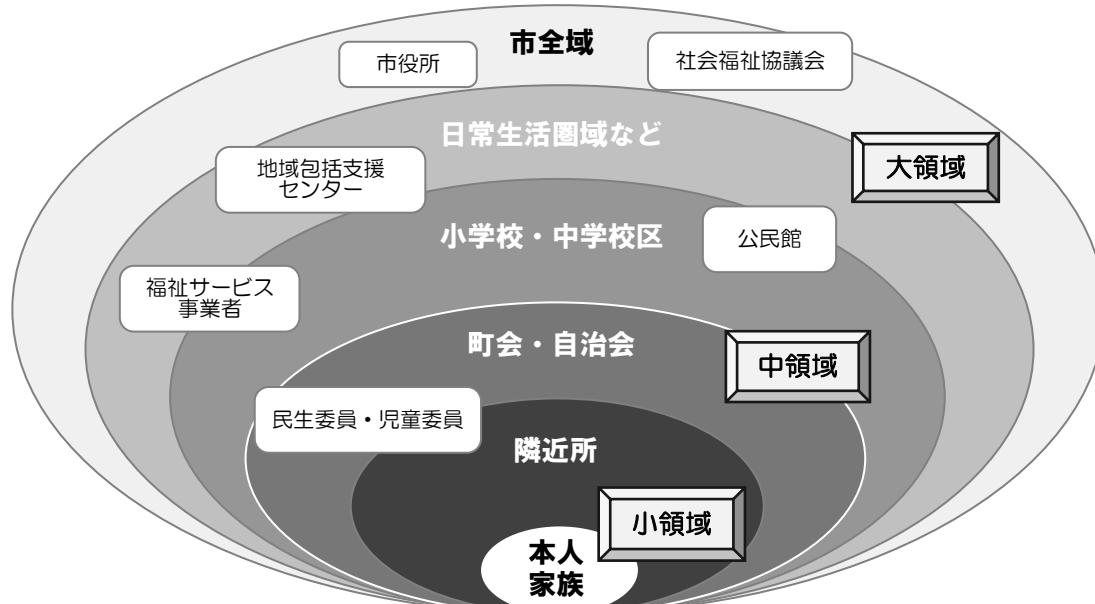
(1) 圏域のとらえ方

本計画は、市全体を対象として策定しますが、市民に身近な助け合い、支え合い活動の促進や、地域課題によりきめ細かな対応をしていくためには、一定の「地域の範囲」を想定しておく必要があります。

市内には32の町会・自治会があり、各町会・自治会がそれぞれ工夫を凝らして、防犯・防災活動や地域の見守り活動、美化活動など日常生活に密着した様々な活動を行っています。町会・自治会は、市民が主体的に地域福祉活動を展開できる範囲であり、本市の地域福祉を推進して行く上で、重要な領域であると考えます。しかし、専門的な支援や、地域共通の課題への対応を図る範囲として、より広域的に地域福祉活動に取り組む領域も重要です。

このため、本計画では、町会・自治会活動の単位を重視しつつも、介護保険の日常生活圏域や小学校校区・中学校校区、公民館、福祉サービス事業者、地域包括支援センターなど、重層的に地域を捉えていきます。

「地域の範囲」のイメージ



(2) 地域福祉を担う各主体の役割

本計画の基本理念である「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」に向けて、各主体それぞれが多様性を受け止め、認めあいながら、協働・連携して進めていくことが大切です。

地域福祉の推進は、理念から実践の場へとシフトしてきており、自治体としてその実践の場を提供していくことが求められています。

1 市民の役割 【小領域】

各種研修や講座、地域での集まり、ボランティア活動などへの積極的な参加により、地域における困りごとを「他人事」ではなく「我が事」として捉え、行政などと協働し、見守りや簡単なお手伝いなど、気軽なものから取り組むことで、地域福祉の担い手として活動することが期待されます。

2 市民団体・地域団体の役割 【小領域】

NPO法人、ボランティア団体、老人クラブ、障害福祉団体などの市民団体及び町会・自治会などの地域団体は、各団体の特性を活かしながら、各自の活動を実践し、地域福祉を推進していくことが求められます。特に、住民に身近な団体としての特徴を活かして地域の課題を把握し、相談・支援を行う専門機関につなぐなど、団体間の連携・協力、更には市民との協働により、課題解決に向けて取り組むことが期待されます。

3 民生委員・児童委員の役割 【中領域】

高齢者、障害者、子ども・子育て世帯、生活困窮者など、援助や支援を必要としている人から相談を受け、関係機関や福祉サービスにつなげる橋渡し役として活動することが求められます。また、災害発生時には要配慮者の避難支援や安否確認、住民の避難所生活における相談や支援など、地域を見守る様々な活動を行うことが期待されます。

4 事業者の役割 【中領域】

地域における重要な社会資源として、福祉サービスの情報提供や質の確保だけでなく、地域住民・地域団体からの相談を通じて、相談者やその世帯が抱える生活課題を把握し、必要に応じて適切な機関につないでいくことが求められています。

また、民生委員・児童委員や市民活動団体、自治会・町内会など他の主体との連携を図るとともに、行政参加や施設開放などを通じ、地域の一員として積極的に関わる中で、事業者の有する知識や技術を地域に提供していくことが期待されます。

5 社会福祉協議会の役割 【大領域】

地域福祉の推進主体として、地域福祉活動への住民参加の促進や、行政と連携し、関係機関との調整や協力関係を作る役割などを担っています。引き続き、市民の自発的な活動の支援やボランティア・福祉人材の育成、社会福祉協議会等への支援等を行い、また、各団体や事業者などのネットワーク化、福祉教育の推進のほか、地域の課題解決に向けた事業の実施など、様々な取組を行うことが期待されます。

更に、市（行政）と協働して、社会福祉協議会で策定した地域福祉活動計画と地域福祉計画との整合性を図りつつ、共に地域福祉を主体的に進めることができます。

6 市（行政）の役割 【大領域】

市民の福祉向上に責任を負う主体として、様々な施策を効率的・効果的、かつ総合的に推進し、公的なサービスを適切に実施する役割を担います。また、市民や関係団体、事業所、社会福祉協議会の活動を支援し、地域福祉を推進するための基盤整備を進め、地域では解決できない福祉課題に対し、関係機関と連携し、必要に応じた福祉サービスを提供します。

更に、地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取組、様々な相談を丸ごと受けとめる場の整備、相談機能の協働・ネットワーク体制づくりなど、包括的な支援体制を主体的に整備していきます。

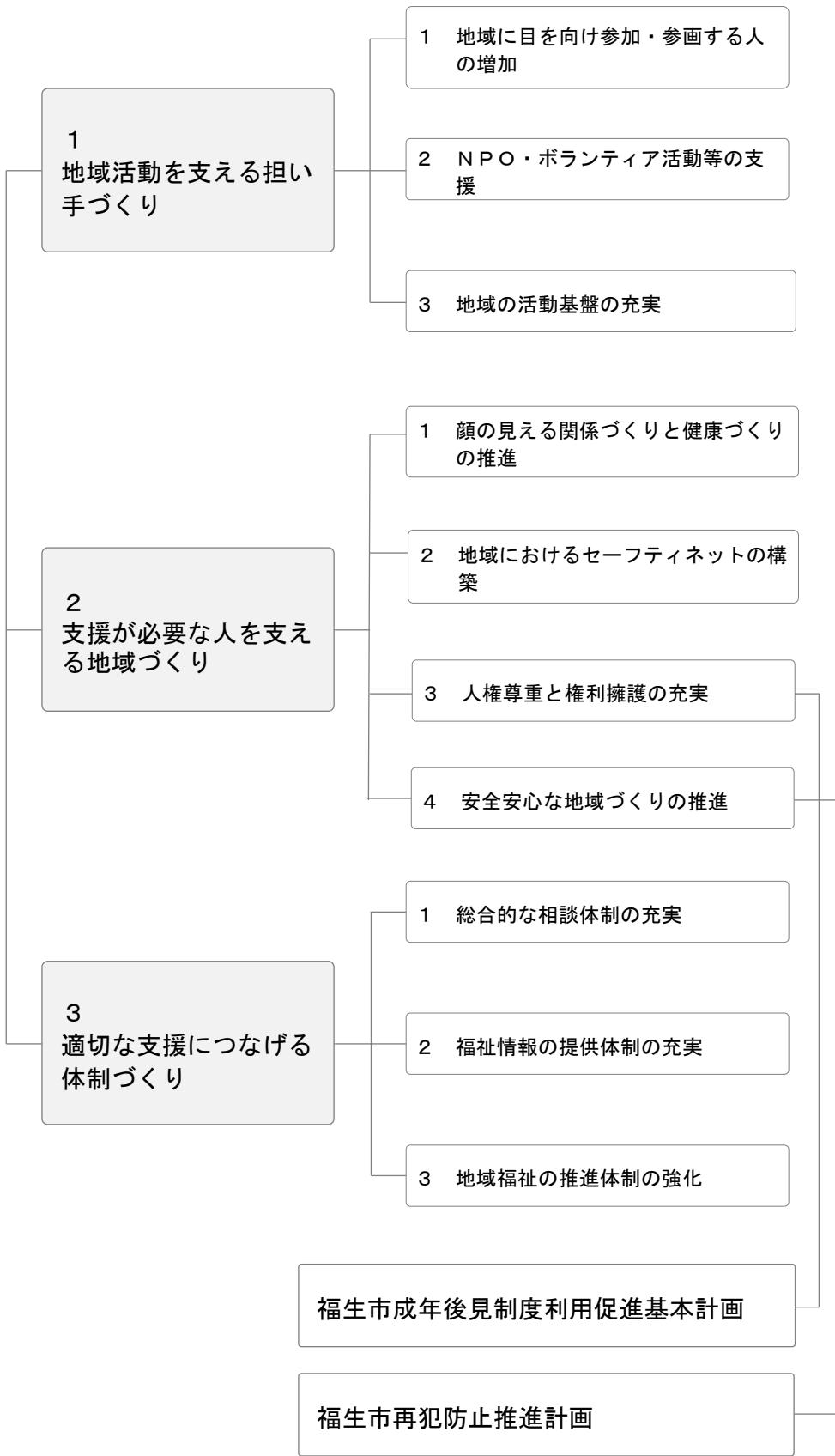
|| 5 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

すべての人人が、住み慣れた地域の中でも安心して明るく心健やかに暮らせる、
人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり





基本計画

日常生活で介助が必要な高齢者や障害のある人在宅で支え、また、子どもの健全育成を図るためにには、様々な福祉サービスによる支援が不可欠であり、家庭だけにその役割を課す仕組みでは限界があります。

また、様々な社会活動に参加し、精神的な充足感や生きがいのある自分らしい自立生活を送りたいといった「精神的な支え」や、「買い物・話し相手」などの日常生活支援の分野では、行政サービスで対応するより、ボランティアやNPOなどの市民参加型の支え合いや助け合いによる解決が有効です。

このようなことから、市民、地域、行政が連携・役割分担した、自助・共助・公助の考えに基づく支え合いが一層必要とされています。

このため、ボランティアやNPOなどの市民参加型の支え合いや助け合いの促進に向け、地域活動の場の確保や環境の整備はもとより、町会・自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア、NPOなど、地域福祉活動に参加する様々な市民が連携・協力しながら活動できる仕組みづくりを目指します。

市民（地域住民）にできること

自助：地域に住む一人ひとりが取り組むこと

個人や家庭等、市民の取組の方向性を示します。

地域にできること

共助（互助）：地域が力を合わせて実現していくこと

地域コミュニティ（町会・自治会、老人クラブ、身体障害者福祉協会、子ども会、民生委員・児童委員）、ボランティア・市民活動団体、NPO、企業等、事業所など地域における様々な人や組織による取組の方向性を示します。

行政が取り組むこと

公助：行政が主体となって取り組むこと

市民や地域でも解決が難しい課題に対して、行政が主体となって取り組むべき方向性を示します。

|| 基本目標 1 地域活動を支える担い手づくり

(1) 地域に目を向け参加・参画する人の増加

【今後の方向性】

地域福祉を推進するために、地域の人が持つ多様な能力を活かし、積極的に課題の解決に関わっていけるような、地域活動の機会や場を提供し、より多くの人が地域に関心を持てるよう参加を促します。

市民（地域住民）にできること

- 地域のために自分ができることを考えましょう
- 各種講座や地域の行事に積極的に参加しましょう

地域にできること

- シニア世代などを対象に、呼びかけ、地域活動への参加を促す
- 住民の地域への関心を高め、地域活動への参加機会を提供
- 回覧板など地域に密着した情報伝達手段を活用し、地域福祉活動の情報を共有
- 地域の高齢者や障害者との交流機会の確保
- 地域福祉を推進するボランティアリーダーの育成

行政が取り組むこと

- 市民の地域福祉に対する関心を高めるための講座や学習会等の開催
- 地域活動に関する情報の積極的な発信
- 市民活動がしやすい環境の整備を図る

【主な施策・事業】

施策・事業	内容	所管課等
①市民の主体的福祉活動への支援	市民の主体的な福祉活動は、地域の福祉力を高めるうえでの不可欠な活動であることから、地域住民の主体性と創造性・開拓性を尊重しながら、効果ある活動のための支援を行います。	福祉保健部
②ボランティアの担い手支援	社会福祉協議会等関係機関と連携し、地域福祉の担い手となるボランティア等の活動を支援します。	介護福祉課 協働推進課
③地域リーダーの育成と市民参加の促進	福祉活動を担うリーダーを育成し、市民参加の促進を図ります。	公民館
④市民活動の機会づくりの支援	ボランティア、NPO等、市民活動団体の相互交流と活動の促進を図るため、活動の機会づくりを支援します。	協働推進課

(2) NPO・ボランティア活動等の支援

【今後の方向性】

地域福祉を推進する上で重要な役割を果たす、NPOやボランティア活動を支援します。また、社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動を支援し、地域活動の活性化を図ります。更に、地域活動団体の連携を推進することにより、より多くの課題の解決に取り組みます。

市民（地域住民）にできること

- ボランティア等の市民活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう
- 各種ボランティア団体に積極的に登録しましょう

地域にできること

- ボランティア体験会等を積極的に開催
- 若年層や働き盛り世代などへ地域活動、ボランティア講座への参加を促進
- ボランティアグループやNPO、住民活動団体などの活動を行っている各種団体間での情報交換など、連携を強化
- 地域行事等、地域住民が参加しやすい交流活動を実施

行政にできること

- ボランティア、NPO等の活動の支援
- 地域活動団体間の交流・連携の促進

【主な施策・事業】

施策・事業	内容	所管課等
①小地域福祉活動等への支援	高齢者や障害のある人、児童等を対象とした地域での見守り活動、「ふれあいいきいきサロン」、「子育てサロン」等地域の憩いの場づくり、交流の場づくりなど、社会福祉協議会が推進している小地域福祉活動を支援していきます。	介護福祉課
②民生委員・児童委員への支援と協働活動の推進	相談・情報の提供、サービス利用支援、実態調査などの活動を強化していくため、民生委員・児童委員の活動を支援し、また、必要に応じて協働活動を展開します。	社会福祉課
③社会福祉法人、NPO等への支援	地域福祉を推進するため、社会福祉法人、NPO等への支援に努めます。	福祉保健部 子ども家庭部 協働推進課

施策・事業	内容	所管課等
⑤障害者団体活動への支援	障害者団体に活動促進のため、レクリエーション、行事等の活動を支援します。	障害福祉課
⑥シルバー人材センターへの支援	公益社団法人福生市シルバー人材センターに運営に関する補助金を交付し、高齢者の就業を促進します。	介護福祉課
⑦健康づくり推進員活動の支援	市民の健康づくり事業を企画・立案して健康増進を推進する「健康づくり推進員」を配置し、市民による主体的な健康づくり事業の展開を支援していきます。	健康課
⑧シルバーボランティア活動の促進	高齢者の能力活用や生きがいの高揚のため、ボランティア活動への啓発に努めます。	介護福祉課

(3) 地域の活動基盤の充実

【今後の方向性】

地域の人同士のつながりは、地域福祉の関心を高めるために欠かせません。このため、年代に関わらず気軽に地域の人が集まり、交流できる居場所づくりを支援します。また、既存の地域資源を有効活用した活動を推進します。

市民（地域住民）にできること

- 町会・自治会やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などそれぞれの地域における活動内容を理解しましょう
- 身近な地域の人と、自分から関わりを持ちましょう

地域にできること

- 町会・自治会やボランティア、民生委員・児童委員、各種団体などとの情報交換・意見交換の場を設ける
- 他の町会・自治会の取組に関心を持ち、取り入れる
- 町会・自治会館等の利用方法を周知し、みんなが利用しやすく、気軽に集まれる場をつくる
- 地域の様々な施設を活用して、気軽に集える地域活動の場を確保

行政が取り組むこと

- 既存の地域資源活用のための整備の推進
- 市民の地域福祉への関心を高めるため、啓発イベントの参加促進及び充実を図る

【主な施策・事業】

施策・事業	内容	所管課等
①町会・自治会等への支援と協働活動の推進	地域福祉の担い手となる町会・自治会等、地域の団体の組織・活動の発展のために必要な支援を行い、また、必要に応じて協働活動を展開します。	協働推進課
②健康まつりの開催	各種団体からの協力により、「健康まつり」の充実を図ります。	健康課
③市民の自主的なコミュニティづくりへの支援	地域福祉の増進及び地域の活性化を図るため、市民の自主的なコミュニティづくりを支援します。	協働推進課

|| 基本目標2 支援が必要な人を支える地域づくり

(1) 顔の見える関係づくりと健康づくりの推進

【今後の方向性】

地域とのつながりが希薄化している昨今、近所の人の顔を知らない人も少なくありません。地域での助け合いの第一歩は、お互いの顔がわかる関係を築くことです。交流の場の提供や、あいさつなど小さなことから始めることで、子どもから高齢者まで、お互いの顔のわかる関係づくりを推進します。

また、市民が毎日を心身ともに健康に過ごすことができるよう、『健康ふっさ21』と密接に連携しながら、健康づくりや交流を促進していきます。

市民（地域住民）にできること

- 近所の人に積極的にあいさつしましょう
- ボランティア活動等の地域活動に、積極的に参加しましょう
- ちょっとした声かけを心がけましょう

地域にできること

- あいさつ運動を積極的に行い、人と人、地域間のつながりを深める
- 地域行事等、地域住民が参加しやすいイベントや行事の開催
- 町会・自治会館等の利用方法を周知し、みんなが利用しやすく、気軽に集まれる場をつくる

行政が取り組むこと

- 地域住民同士の交流の場を整備し、機会を提供する
- 児童と高齢者などの世代間交流を促進する
- 健康づくり活動を推進し、地域の交流につなげる
- 社会から孤立することなく、心身ともに健康で生き生きと暮らせるための対策を進める

【主な施策・事業】

施策・事業	内容	所管課等
①健康づくりの推進	「健康ふっさ21」の基本方針に基づいて、健康づくりのための活動を推進します。	健康課
②健康教育の充実	医師、歯科医師等による講演会、栄養士、保健師による講習、指導・助言など、健康教育の充実を図ります。	健康課
③こころの健康づくりの推進	保健所、社会福祉協議会等関係機関と連携し、各種相談窓口等で情報提供などを図り、こころの健康づくりを推進します。	健康課

施策・事業	内容	所管課等
④民生委員・児童委員への支援と協働活動の推進（再掲）	相談・情報の提供、サービス利用支援、実態調査などの活動を強化していくため、民生委員・児童委員の活動を支援し、また、必要に応じて協働活動を展開します。	社会福祉課

(2) 地域におけるセーフティネットの構築

【今後の方向性】

地域の課題が複雑化しているなか、問題解決のためには関係者・関係機関の連携が必要です。また、地域で支援を必要とする人の早期把握も、問題解決には重要です。適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制を整備し、地域福祉を推進するため、関係機関、行政が連携してセーフティネットを構築します。

市民（地域住民）にできること

- 地域での見守り活動等から、地域で困っている人を早期に発見しましょう
- 子育てに悩む親が孤立しないよう、見守りましょう
- 地域で支援を必要としている人を、民生委員など適切な相談者などへつなげましょう

地域にできること

- 福祉関係事業者と住民との連携による認知症・ひとり暮らし高齢者の見守りを強化
- 日頃の声かけ運動等の見守り活動から、地域の福祉課題を早期に発見
- 地域でひとり暮らしの高齢者や障害のある人の生活を手助け
- 孤立しがちな高齢者や障害のある人の閉じこもりを予防するため、地域のサロン活動や生きがい活動、交流活動等を実施
- 困ったことがあった時の相談先を伝える
- 子どもの見守りと保護者への支援

行政が取り組むこと

- 関係機関と連携したネットワーク体制の整備
- 生活困窮者に対する支援の充実
- 多重債務、失業（就業）、いじめ、過重労働、健康問題、家庭問題などへの相談に的確に対応する連携協力体制の強化
- 子育て関連施設の設備の推進

【 主な施策・事業 】

施策・事業	内容	所管課等
①見守りネットワークづくり	ひとり暮らしの高齢者などを地域で見守るネットワークづくりを進め、確立します。	介護福祉課
②虐待防止のネットワークづくり	関係機関と連携し、児童や高齢者、障害のある人への虐待の防止と早期発見・早期対応に努めます。また、関係機関との連携による虐待防止のネットワークづくりを進めます。	障害福祉課 介護福祉課 子ども家庭支援課
③生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者に対し、就労などの自立に関する相談支援や、支援事業利用のためのプラン作成等を行います。	社会福祉課
④住居確保給付金の支給	離職により住宅を失った又はそのおそれがある生活困窮者などに対し家賃相当の住居確保給付金を支給します。	社会福祉課
⑤生活困窮者支援事業の推進	家計相談支援事業（家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等）、学習支援事業（生活困窮家庭の子どもへの学習支援や保護者への進学助言等）など、生活困窮者への支援事業の充実を図り、推進します。	社会福祉課
⑥学童クラブ・保育所等の充実	学童クラブや保育所等について、施設整備等を推進し、家庭で保育ができない保護者を支援します。また、学童クラブ・保育所等においては、継続して待機児童ゼロを目指します。	子ども育成課

(3) 人権尊重と権利擁護の充実

【今後の方向性】

市民一人ひとりの人権が尊重され、自立して生活していくために、権利擁護についての普及啓発及び体制の整備が重要です。人権侵害を防止するため、お互いを理解尊重するための心を育む福祉教育を推進するとともに、人権侵害に対応する関係者のネットワークづくりを進めます。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の制定を踏まえて、判断能力が十分でない者の権利を尊重、擁護し、成年後見制度を円滑に利用できるよう支援するため、総合的・計画的に推進します。

市民（地域住民）にできること

- 福祉教育について自ら学びましょう
- 虐待の可能性があるなど、支援が必要な人を早期発見し、支援につなげましょう

地域にできること

- 高齢者や障害者との交流機会の確保
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業等の福祉制度の利用促進
- 認知症高齢者など、判断能力の低下に伴う支援が必要な人を早期発見

行政が取り組むこと

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業等の福祉制度の利用促進
- 学校や地域での福祉教育の推進
- ふくふくまつり（福祉まつり）の支援、周知

【主な施策・事業】

施策・事業	内容	所管課等
①学校教育における福祉教育	東京都教育委員会『人権教育プログラム』に基づき、総合的な学習の時間や特別活動における体験学習や障害のある人との交流学習、高齢者などから学ぶ地域文化の伝承学習などを通じての福祉教育の実施に努めます。	教育指導課
②社会教育における福祉教育	「心のバリアフリー」等や「互いに支え合い、共に生きることができる社会」等の実現をめざし、福祉教育の実施に努めます。	公民館

施策・事業	内容	所管課等
③権利擁護・成年後見制度等の利用促進	判断能力が十分でない人も地域で安心して暮らすことができるよう、相談体制等の整備や権利擁護・成年後見制度等の利用促進に努めます。	社会福祉課 福祉保健部 子ども家庭部
④「社会を明るくする運動」の推進	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な運動である「社会を明るくする運動」を推進します。	社会福祉課

(4) 安全安心な地域づくりの推進

【今後の方向性】

地域で安心して暮らすためには、防災や防犯、事故を未然に防ぐことが重要です。犯罪情報について適宜発信し啓発や相談を行い、警察だけでなく地域の活動による防犯活動や助け合い活動に取り組みます。

特に、「再犯の防止等の推進に関する法律」の制定により、様々な要因により「犯罪をした者等（再犯防止推進法第2条第1項で定める者）」が地域社会で孤立しないよう、その立ち直りの支援に取り組みます。

また、防犯意識啓発の活動を進めるとともに、大規模災害を想定した防災訓練や避難行動要支援者への対応を進めます。

更に、誰にとっても暮らしやすい地域社会となるよう、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化を推進します。

市民（地域住民）にできること

- 地域の防犯防災活動へ積極的に参加し、安全安心な地域づくりへの意識を高めましょう
- 身近な地域に住む、災害時に支援が必要な人の情報を共有し、助け合いましょう

地域にできること

- 地域での見回りなどにより犯罪を未然に防ぐ活動を実施
- 消費者被害を防止するため、地域で情報を共有
- 災害時における安否確認や避難誘導などが円滑に行えるよう、地域における支援体制の整備
- 地域の自主防災組織などとの連携強化

行政が取り組むこと

- 犯罪情報の発信、啓発や相談体制の整備
- 再犯防止等の推進や犯罪をした者等の支援
- 防犯・防災体制の整備
- 公共施設のバリアフリー化の推進

【主な施策・事業】

施策・事業	内容	所管課等
①安全安心なまちづくりの推進	犯罪防止のための地域における自主的な活動の推進、学校等における安全の確保等総合的に施策を展開し、市民が安心して生活できる環境の整備を図ります。	安全安心 まちづくり課 教育指導課

施策・事業	内容	所管課等
②子どもを守るための活動の推進	防犯講習会等を通して、犯罪に関する市民への情報提供に努め、関係機関・団体との情報交換、防犯ボランティアによるパトロール活動、「こども110番の家」事業など、子どもを守るための活動を進めます。また、児童の登下校中の安全を確保するため、地域のボランティアの方の協力とシルバー人材センターに委託して見守りを実施するとともに、これらの取組を補うため、防犯カメラを設置して、見守り体制を整備します。	安全安心 まちづくり課 教育総務課
③交通安全教育の推進	地域や団体、事業所等における交通安全思想の普及・徹底を図り、学校等での交通安全教育を推進します。	安全安心 まちづくり課
④訪問販売等悪質商法取引等への対応	訪問販売等悪質商法取引等による被害を防止するとともに、購入契約等を結んでも解約できることや相談体制があることを、高齢者世帯等に周知します。	シティセールス推進課
⑤救急通報システムの整備	ひとり暮らし等の高齢者、在宅重度身体障害者及び難病患者等に専用通信機と無線発報器を貸与することにより、緊急事態に陥ったとき消防庁へ通報するとともに、地域の協力員の援助を受け、救急車による病院への搬送に対応します。	障害福祉課 介護福祉課
⑥住宅火災通報システムの整備	救急通報システム機器に住宅用火災警報器を接続することにより、火災の発生を東京消防庁に自動通報するシステムを、ひとり暮らし等の高齢者及び18歳以上でひとり暮らしの重度心身障害者宅に設置します。	障害福祉課 介護福祉課
⑦自主防災組織への支援	「福生市地域防災計画」に基づき、地域住民による自主防災組織が行う消火・救援活動を支援するため、技術的指導や資機材の整備助成等に努めます。	安全安心 まちづくり課
⑧避難行動要支援者への支援	高齢者や障害のある人の中には、災害時に自力で避難できない人や、家族がいる場合でも日中は一人で過ごしている人もいるため、自主防災組織など地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、消防署や消防団、警察署、社会福祉協議会などと連携・協力し、非常時の対応を図っていきます。	安全安心 まちづくり課 福祉保健部
⑨建築物の整備	学校も含め、市建築物のバリアフリー整備を進めます。	施設所管課 施設公園課 教育総務課
⑩バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	職員がバリアフリー、ユニバーサルデザイン等についての共通認識を持ち、本計画や『福生市バリアフリー推進計画』に基づいて全庁を挙げてバリアフリー・ユニバーサルデザイン等を推進します。	全課
⑪「社会を明るくする運動」の推進（再掲）	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な運動である「社会を明るくする運動」を推進します。	社会福祉課

|| 基本目標3 適切な支援につなげる体制づくり

(1) 総合的な相談体制の充実

【今後の方向性】

地域が抱える問題は複雑化し、適切な支援につなげることが重要になっています。複雑化・多様化する福祉課題に対応するため、相談支援機関等と行政機関、社会福祉協議会や地域福祉活動団体が問題を共有し、連携して支援を行います。

また、地域の様々な問題を受け止め、住みやすい地域づくりを実現するため、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

市民（地域住民）にできること

- 自ら積極的な情報収集をしましょう
- 自分の地域の民生委員・児童委員を確認しましょう
- 各種相談窓口を知り、有効活用しましょう

地域にできること

- 身近な相談窓口などの情報を教えあう
- 民生委員・児童委員をはじめ、地域で相談支援活動を行っている人の周知
- 地域住民への福祉情報を提供し、各種相談窓口の周知と利用の呼びかけ
- 様々な相談事業の実施と各種相談との連携を図り、生活上の様々な困難を抱えた人に適切な助言を実施

行政が取り組むこと

- 関係機関等の連携による、断らない総合的な相談支援体制の整備
- 学校の教育相談体制の充実

【主な施策・事業】

施策・事業	内容	所管課等
①健康相談の充実	保健師、栄養士等による「総合健康相談」の充実を図ります。	健康課
②福祉保健の相談体制の充実	福祉保健に関する様々な相談が身近なところで気軽にできるよう、窓口の充実に努めるとともに、相談体制のネットワーク化を推進します。	福祉保健部 子ども家庭部

施策・事業	内容	所管課等
③各学校における教育相談体制の充実	日常の学校生活はもとより、いじめや不登校問題等多様な相談に対応するため、全校に配置したスクールカウンセラーを活用し、各学校の教育相談体制を一層充実させます。	教育支援課
④女性悩みごと相談	女性専門カウンセラーによる相談を実施します。	社会福祉課
⑤丸ごと相談（断らない相談）の推進	関係機関等の連携を図り、どんな相談にも対応できるような相談支援体制の構築を目指します。	福祉保健部 子ども家庭部

(2) 福祉情報の提供体制の充実

【今後の方向性】

支援を必要とする人の中には、支援の手が届かず、そのまま問題を抱え込んでしまうケースがあります。支援を必要とする人に情報が行き渡るよう、ホームページ、広報や回覧板、情報メールやSNSなど、様々な情報伝達手段を用いて、年齢を問わず情報が行き渡るよう配慮し、福祉情報の提供体制の充実を図ります。

市民（地域住民）にできること

- 福祉の各種制度への関心を高めましょう
- 地域の身近な人と、福祉情報を共有しましょう
- 町会・自治会やボランティア、民生委員・児童委員、各種団体などそれぞれの地域における活動内容を理解しましょう

地域にできること

- 町会・自治会やボランティア、民生委員・児童委員、各種団体などとの情報交換・意見交換の場を設ける
- 他の町会・自治会の取組に関心を持ち、取り入れる
- 町会・自治会館等の利用方法を周知し、みんなが利用しやすく、気軽に集まれる場をつくる
- 地域の様々な施設を活用して、気軽に集える地域活動の場を確保
- 活動内容の積極的な情報発信

行政が取り組むこと

- ホームページやSNS等を活用した情報発信
- だれもが容易に情報を入手できるような、様々な情報発信手段の充実
- 相談員や相談窓口の周知、充実

【 主な施策・事業 】

施策・事業	内容	所管課等
①各種イベントの紹介	地域への愛着を高め、交流の機会を増やすため、広報等で地域の行事・イベント等の紹介を行っていきます。	秘書広報課
②相談員等の資質向上のための支援と周知	民生委員・児童委員をはじめとする相談員や各相談窓口の職員等に対してその資質の向上を支援していくとともに、市民への広報・周知を図り利用を促進します。	福祉保健部 子ども家庭部
③子ども家庭支援センター事業の推進	子どもと家庭に関する総合相談など、児童を養育する家庭を支援するため、子育て支援の総合的な機能を持つセンターを目指します。	子ども家庭 支援課
④福祉保健サービスや施設の情報提供	読みやすい広報紙づくりとともに、ホームページ等を活用し、福祉保健サービスや施設等の利用案内を充実させます。また、点字版やデイジー版、S Pコード付きのパンフレットの作成など、情報の入手が困難な市民への支援を強化します。	福祉保健部 子ども家庭部

(3) 地域福祉の推進体制の強化

【今後の方向性】

少子化、核家族化が進む中で、子どもと保護者、高齢者や障害のある人等、支援を必要としている人々の増加は、行政だけでは対応が困難で、新たな生活課題も発生しており、地域全体で助け合いながら取り組んでいく必要があります。

このため、社会福祉協議会を中心に、地域福祉を支え、様々なサービスを提供する社会資源ネットワークの構築や地域活動との連携を図ります。

また、子どもと保護者、高齢者や障害のある人等、だれもが地域で自立し、安心して生活を送ることができるよう、福祉サービスの充実を図ります。

市民（地域住民）にできること

- 地域福祉の考え方を学び、具体的な活動を実践しましょう
- 地域共生社会について考えましょう

地域にできること

- 同じ地域の人たちに、地域福祉の考え方や活動を広める
- 様々な活動から地域の生活課題、多様なニーズを把握
- 地域活動団体同士の連携

行政が取り組むこと

- 福祉サービスの充実
- 社会福祉法人との協働活動の推進と支援
- 関係機関・団体との連携強化
- サービス提供主体間の調整力や連携強化
- 職員の人材育成

【主な施策・事業】

施策・事業	内容	所管課等
①児童の健全育成対策の充実	家庭、地域住民、青少年問題協議会、青少年育成地区委員会、町会・自治会、学校、行政等関係機関の連携強化により、児童の健全育成対策の充実に努めます。	子ども育成課 生涯学習推進課
②地域福祉推進のマネジメントサイクルの確立	事業の実施状況等を公表し、事業の見直しや新たな事業の展開を行うことによって、地域福祉を推進します。	全課
③福祉保健施策の点検	施策を常に点検し、市民の視点に立ったサービスの提供、サービスの質の向上に努めます。	福祉保健部 子ども家庭部

施策・事業	内容	所管課等
④社会福祉法人との協働活動の推進と支援	社会福祉協議会を支援することにより、福祉サービスの質の向上と量の確保を図ります。	介護福祉課
⑤第三者サービス評価制度の活用	福祉サービスの向上を図るため、第三者による評価制度活用を促進します。	福祉保健部 子ども家庭部
⑥権利擁護・成年後見制度等の利用促進（再掲）	判断能力が十分でない人も地域で安心して暮らすことができるよう、相談体制等の整備や権利擁護・成年後見制度等の利用促進に努めます。	社会福祉課 福祉保健部 子ども家庭部



人権尊重と権利擁護の充実 [基本目標 2 (3)] (福生市成年後見制度利用促進基本計画)

1 趣旨

本計画は、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない者が成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行い、これらの者の権利を尊重して擁護することにより、地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）」（以下「促進法」という。）に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するものです。

2 位置づけ

成年後見制度の利用促進に係る国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、必要となる施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項を示した促進法が、平成 28 年 5 月に施行されました。同法には、国が基本計画を策定するとともに、市町村においても国との連携を図るための協議会を設置することが規定されており、平成 29 年 3 月には国の計画が策定されました。

これらを踏まえ、本市においては、本章を成年後見制度の利用促進に係る基本計画として位置づけ、地域福祉計画における「人権尊重と権利擁護の充実」の施策をより具体的・効率的に展開するため、一体的に施策を推進することとします。

3 市における成年後見制度の現状と課題

(1) 成年後見制度が必要となる背景

本市の高齢者人口は総人口の 26.7%となっており、高齢者世帯数の推移をみると、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯の割合が大きくなっています。これらの状況から、「認知症高齢者の増加」や知的、精神障害者を支える親の高齢化による「親亡き後問題」が課題となることが予想されます。

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人の財産や権利を守り、安心して生活ができるよう支援していく制度です。

今後、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者のほか、身寄りのない高齢者や虐待を受ける高齢者も増加することが予想され、成年後見制度への需要が増大すると見込まれます。

(2) 成年後見制度の認知不足

本市では、平成 21 年度に成年後見制度推進機関として「成年後見センター福生」（福生市社会福祉協議会へ委託）を設置し、「成年後見制度」の推進を図っているほか、「日常生活自立支援事業（地域権利擁護事業）」や「ふくし総合相談」を実施しています。

国の計画が策定された平成 29 年度以降、本センターの取組により、成年後見制度に関する初回相談件数は増加傾向にある一方で、令和元年度に実施した障害者生活実態調査では、日常生活自立支援事業や成年後見制度の認知度については、《名称も内容も知っている》の割合は2割未満と少なく、《名称も内容も知らない》が3割以上となっており、制度の普及啓発及び相談窓口の周知が必要です。

【成年後見制度に関する初回相談件数】

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
初回相談 件 数	30件	42件	39件

資料：成年後見センター福生 実績報告書

【成年後見制度等に関する認知度】

回 答	名称も内容も 知っている	名称は聞いたこと はあるが、内容は よく知らない	名称も内容も 知らない	無回答
対象 (1,367人)	16.6%	40.3%	35.3%	7.8%

資料：障害者生活実態調査結果（令和元年）

(3) 成年後見制度の利用促進に係る課題

本市では、身寄りのない高齢者や虐待を受けた高齢者等、親族による申立てが見込めない人が、認知症や精神疾患等の理由により判断能力が不十分となった際に行う「市長申立て」や、成年後見人等の報酬を負担できない方に対して「報酬費用の助成」を実施しており、成年後見制度の利用支援に取り組んでいます。

しかしながら、経済的な理由等で申し立てができない方に対する「申立費用の助成」については実施できていません。

潜在化して必要な支援につながっていない人がいたり、今後、成年後見制度への需要が増大すると見込まれることから、「申立費用の助成」制度の整備や「報酬費用の助成」制度の見直し等、利用促進への取組が必要です。

【市長申立て件数】

年 度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (9月末時点)
合計件数		4 件	2 件	1 件	4 件
内 訳	認知症	3 件	2 件	1 件	4 件
	統合失調症	1 件	-	-	-

【報酬費用の助成】

年 度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込み
申請件数 (内新規)	0 件 (0 件)	1 件 (1 件)	4 件 (3 件)	4 件 (1 件)	
助成金額	0 円	240,000円	787,011円	960,000円	

4 成年後見制度利用促進にあたっての基本の方針及び目標

(1) 基本の方針

成年後見制度の利用を必要とする人は判断能力が不十分な状態にあり、自ら「成年後見制度の申立てをしてほしい」と発言することは基本的に困難です。そのような状況における人は人権侵害に遭いやすく、自ら必要な介護・福祉サービスを適切に選択・決定することも難しい状況にあり、当然に保障されるべき地域社会での生活の継続が困難になる事態も生じています。

本市では、判断能力が十分でなく、一人では意思決定が困難になった住民が引き続き地域社会で生活し続けられるよう、平成21年度に成年後見制度推進機関として設置した「成年後見センター福生」(福生市社会福祉協議会へ委託)とともに、地域の実情に応じた権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計と、その実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行います。

(2) 目標

成年後見制度を必要な人が利用できるよう、国が策定した成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を行います。

本市においては、利用者に寄り添った制度の運用を実現するために、次の点について重点的に取り組みます。

- ① 地域連携ネットワークの中核機関の整備
- ② 成年後見制度及び相談窓口の普及、啓発
- ③ 成年後見制度の利用支援

|| 5 具体的施策

(1) 地域連携ネットワークの中核機関の整備

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、全国どの地域においても、必要な人が、本人らしい生活を守るために制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。国基本計画によれば、地域連携ネットワークは、本人を後見人とともに支える「チーム」と、地域における「協議会」等、そして、地域連携ネットワークをコーディネート（整備）し適切に協議会等を運営していく「中核機関」を構成要素とします。

◇ 中核機関の設置

平成21年度に成年後見制度推進機関として設置した「成年後見センター福生」（福生市社会福祉協議会へ委託）を中核機関として位置づけ、地域連携ネットワークをコーディネート（整備）していくほか、成年後見制度を推進するための機能・役割を担っていきます。

◇ 中核機関の機能

中核機関としての機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等）の推進を図ります。

【広報機能・相談機能】

「(2) 成年後見制度及び相談窓口の普及、啓発」[P.75]において、重点的に取り組みます。

【成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能】

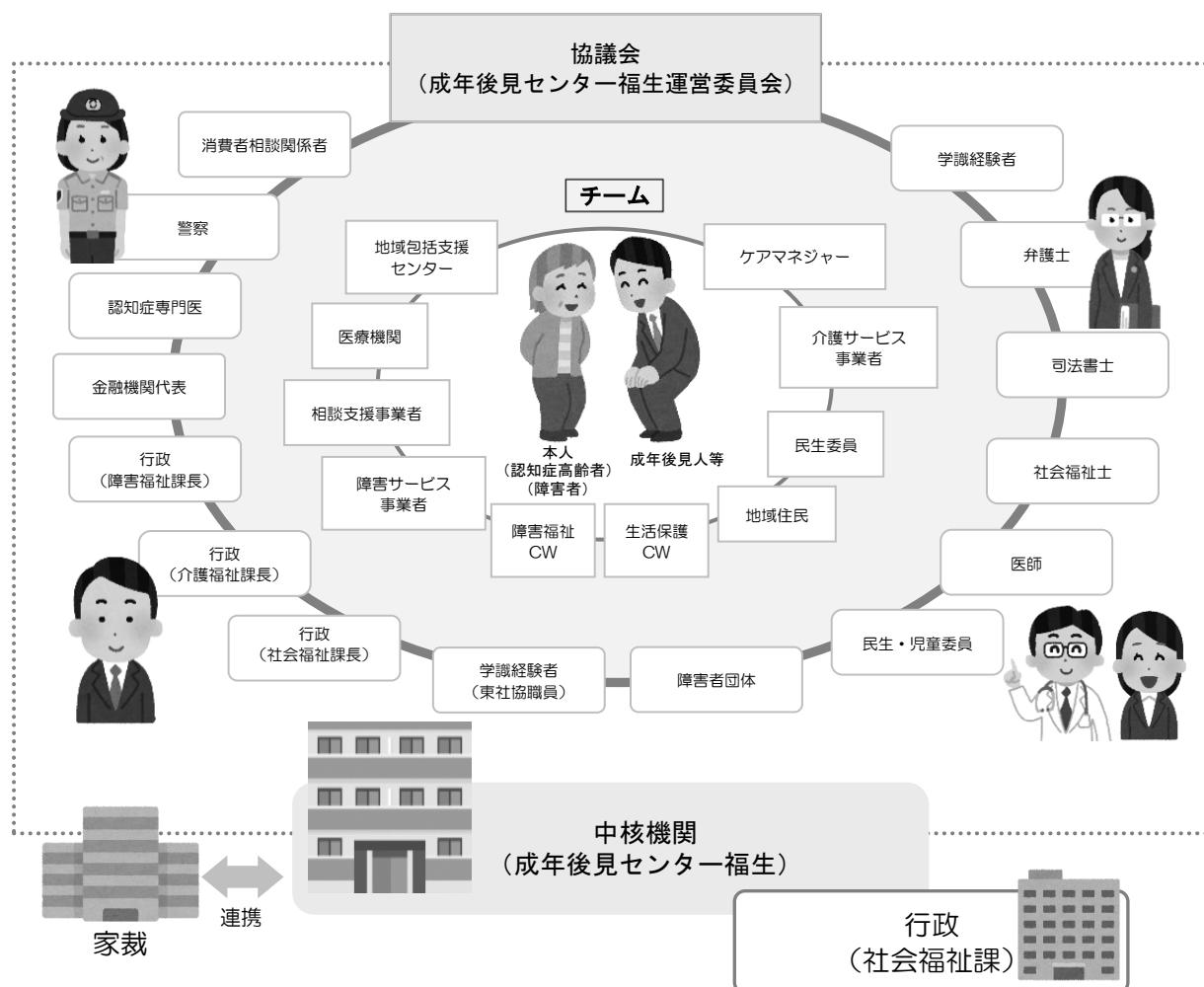
「成年後見センター福生」では実施する事業について、専門的、客観的、効果的な運営を図るため、「成年後見センター福生運営委員会」を設置しています。また、令和2年度には専門職等（弁護士、司法書士、社会福祉士等）で構成する「検討・支援会議」を立ち上げ、本人の状況等に応じた適切な基本方針シートの作成及び後見人候補者の選定（本人申立て、親族申立て、首長申立て）について協議、調整しています。

この委員会等を充実・活用し、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動や本人を見守る「チーム」を支援する体制を整備することで、権利擁護の必要な人が住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援します。

今後の成年後見制度利用者の増加を見越し、将来的に市民後見人の養成や法人後見を活用することについても検討します。

また、「成年後見センター福生」では、成年後見制度と一体的に日常生活自立支援事業やふくし総合相談を実施しており、今後、必要に応じて日常生活自立支援事業から成年後見制度へのスムーズな移行等をサポートしていきます。

【福生市における「地域連携ネットワーク」の目標イメージ図】



(2) 成年後見制度及び相談窓口の普及、啓発

成年後見制度の利用を促進するには、当該制度の存在や仕組み、メリット、デメリット等を知っていただく必要があります。これは、当該制度を利用する可能性のある人にとどまらず、地域住民、地域の相談機関をはじめ、金融機関や自治体の各種相談窓口等に対し啓発することで、権利擁護の必要な人を早期発見することができます。

しかし、権利擁護の必要な人を早期発見できても、適切な相談窓口につながらなければ、支援を開始することはできません。相談受付の窓口となる中核機関を周知すると共に、地域性に応じた相談受付・支援のための体制を構築することで、適切な制度利用につなげることができます。

◇ 中核機関の「広報機能」

市民への勉強会や関係機関への研修会等の実施をするほか、本人向け、家族や地域住民向け、金融機関や市の関係各課（社会福祉課・高齢福祉課・障害福祉課等）の窓口向けなど、対象者別のパンフレットやチラシ、広報を作成・配布し、成年後見制度の啓発及び中核機関（「成年後見センター福生」）の周知を行います。

◇ 中核機関の「相談機能」

成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。市長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、専門職等で構成される「検討・支援会議」にて、権利擁護及び後見等ニーズの精査と必要な見守り体制に係る調整を行います。

(3) 成年後見等市長申立てと利用助成の実施

市長申立てをはじめ、成年後見制度の利用に係る費用の助成等の利用支援を実施することで、本人の親族関係、経済的状況に関わらず、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用することができます。

◇ 市長申立て

成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難な場合や、身近に申し立てる親族がいない等の理由により制度を利用できない方に対して、市の担当各課が申し立ての支援を行います。中核機関は、当該申立てに対し市の担当各課と連携し、情報整理、受任者調整等の支援を実施します。

◇ 申立費用の助成

今後、申立費用の助成制度を整備し、家庭裁判所への申立てに係る経費が負担できない等、経済的な理由により成年後見制度を利用できない人を支援します。

◇ 報酬費用の助成

今後、成年後見制度への需要が増大する見込みであることから、引き続き、報酬費用の助成の実施により、経済的な理由で成年後見人等への報酬を負担できない成年被後見人等を支援します。

6 福生市における成年後見制度利用促進に向けた体制整備について

(機能分担)

中核機関

福生市社会福祉協議会 「成年後見センター福生」

- ・成年後見制度推進の全体構想の設計、進捗管理、コーディネート（広報・制度啓発・研修の実施等を含む）
- ・地域連携ネットワークのコーディネート（整備）、協議会等の運営
- ・権利擁護支援の方針について検討、専門的判断
- ・本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討、専門的判断
- ・見守り（モニタリング）、バックアップの検討、専門的判断
- ・周知、制度に関する相談、専門職との連携、家裁との連携

【今後の検討課題】

- ・法人後見の実施
- ・日常生活自立支援事業からの移行
- ・市民後見人の養成



主管課

福祉保健部社会福祉課

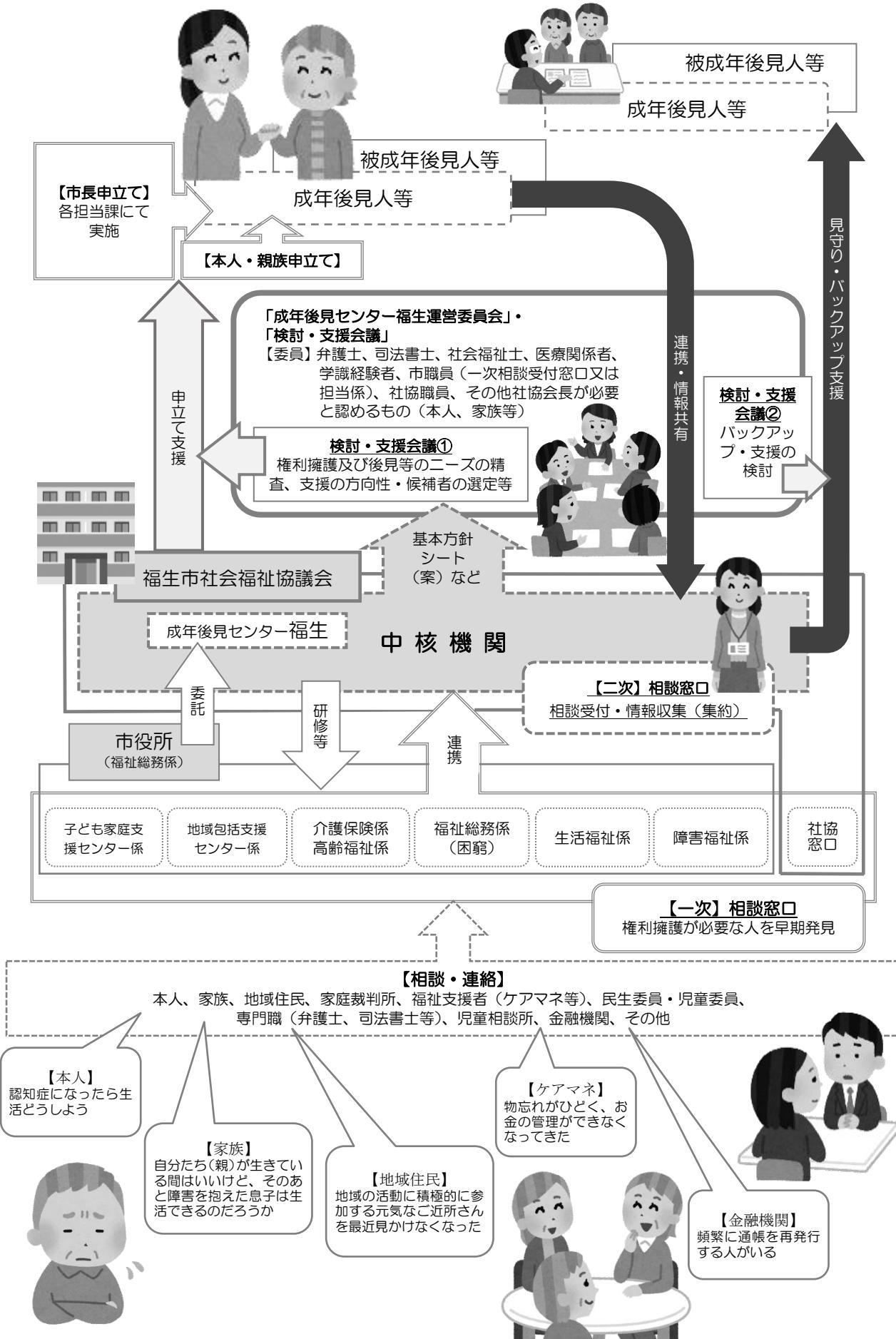
- ・中核機関の委託業務、連絡、調整
- ・府内の連絡、調整
- ・中核機関と共に成年後見制度推進の全体構想の設計、進捗管理、コーディネート（広報・制度啓発・研修の実施等を含む）
- ・申立費用の助成事務：市長申立に係る経費（鑑定料等含む）の管理及び払出し（切手及び収入印紙）
- ・報酬費用の助成事務
- ・周知、都との連携、家裁との連携

担当各課

社会福祉課、障害福祉課、
介護福祉課、子ども家庭支援課など

- ・権利擁護支援が必要な人の早期発見
- ・権利擁護に関する相談等があった際に、中核機関との連携、情報共有
- ・市長申立事務の実施
- ・市長申立実施後における成年後見人等への支援

【福生市における（各課の役割を踏まえた）体系図】





安全安心な地域づくりの推進 [基本目標2(4)] (福生市再犯防止推進計画)

1 趣旨

だれもが安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、「犯罪をした者等（再犯防止推進法第2条第1項で定める者）」が抱える課題等を社会全体で解消することで、その立ち直りを支援し、犯罪や非行の繰り返しをなくしていく再犯防止の取組を推進していくことが不可欠です。

本市ではこれまで、法務省や保護司会等の関係機関・団体とも連携し、「社会を明るくする運動」をはじめとする啓発活動や、関係団体の活動支援に取り組んできました。

更生保護や再犯防止施策は、刑事政策の一環として、これまで国を中心となって実施されてきましたが、犯罪をした者等の中には、高齢である者、障害がある者、自立した生活を営むための基盤である適当な住居や就労が確保できない者など、地域において社会復帰を果たす上で継続的な支援を要する者が存在しており、それらの者が必要な住民サービス等を円滑に受けられるような配慮が求められています。

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」（以下「再犯防止推進法」という。）の趣旨に基づき、「第6期福生市地域福祉計画」の基本理念である「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人のつながり・支え合いのあるまちづくり」に寄与することを目的に策定するものです。

2 位置づけ

平成28年12月に再犯防止推進法が施行され、地方公共団体には再犯防止対策を進める責務があることや、平成29年12月に策定された国の「再犯防止推進計画」を勘案して「地方再犯防止推進計画」を定める努力義務があることが明示されました。

これらを踏まえ、本市においては、本章を再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として位置づけ、地域福祉計画における「安全安心な地域づくりの推進」の施策をより具体的・効率的に展開するため、一体的に施策を推進することとします。

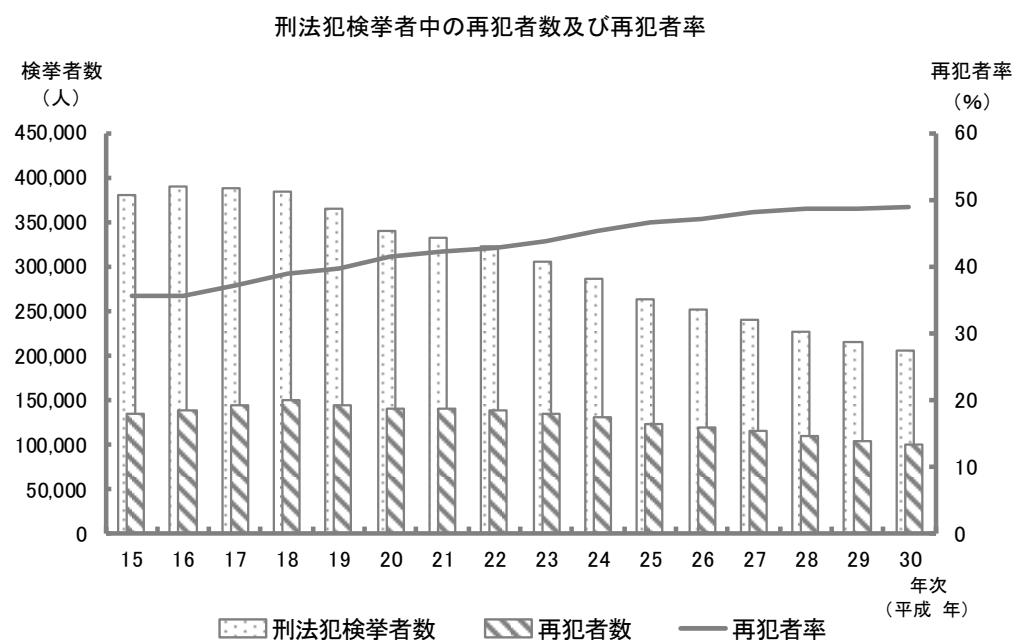
|| 3 市における再犯防止推進に係る現状と課題

(1) 再犯防止推進計画が必要となる背景

近年、全国的に刑法犯の検挙者数が減少している一方で、検挙者数に占める再犯者数の割合(再犯者率)は増加を続けており、再犯を防止することが重要な課題となっています。貧困や疾病、障害、厳しい生育環境など様々な要因により犯罪をした者等が地域社会で孤立しないためには、国、地方公共団体、民間事業者が一丸となった支援に取り組むことが求められています。

再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」において、各施策についての具体的な実施内容、担当部署等を明らかにすることで、犯罪をした者等が地域社会で孤立しないための施策を効果的に推進することが求められています。

また、各関係機関のみならず、地域住民に対しても、再犯防止施策に関する本市の取組内容等が明確になり、啓発効果も期待できます。



資料：令和元年版再犯防止推進白書（法務省）

※1 警察庁・犯罪統計による。

※2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

※3 「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

(2) 再犯防止等への認知不足

本市では、全国的な運動である「社会を明るくする運動」を推進し、再犯の防止等に関する広報や啓発活動を実施することで、地域住民の関心と理解を深めるよう努めてきました。

しかしながら、再犯防止等は地域住民にとって必ずしも身近ではないため、関心と理解を得にくく、「社会を明るくする運動」が十分に認知されていません。

再犯防止と犯罪をした者等の社会復帰を支援するには、行政と地域の関係団体が主体となり、地域住民が現状を把握し、理解を得られるよう広報や啓発活動をすることが必要です。

また、再犯防止等のためには、犯罪をした者等を支援する保護司などの活動は不可欠であり、再犯防止の更なる促進を図るために、その活動を支援することが必要です。

(3) 犯罪をした者等の現状

刑務所に再び入所した者のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっています。また、仕事についていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べ約3倍と高く、刑務所出所者等の再犯防止のためには就労支援が重要です。

犯罪をした者等であるか否かに関わらず、だれもが地域の中で生活していくためには、就労、住居の確保をはじめ、必要な保健医療・福祉サービスの利用につなげ、安定した生活基盤を築くことが必要です。

4 再犯防止等の推進にあたっての基本的方針及び目標

(1) 基本的方針

本市では、国の取組を踏まえ、国や都からの情報の活用や実施する施策への協力等により連携を深めるとともに、地域による関係機関、団体との協働による包括的な支援を基本に、再犯防止に向けた取組を進めます。

(2) 目標

国の再犯防止推進計画を勘案し、本市においては次の点について重点的に取り組みます。

- ① 就労、住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑤ 国・民間団体等との連携強化等

|| 5 具体的施策

(1) 就労、住居の確保等

① 就労、住居の確保

生活の安定のための就労の確保や、地域社会における適切な住居の確保などを支援するため、犯罪をした者等であるか否かに関わらず、だれもが利用可能な既存の各種施策、制度の活用を含め、地域の関係機関や民間団体との連携による支援を実施します。

【就労の確保等】

施策・事業	内容	所管課等
生活困窮者自立相談支援	生活と就労に関する支援員を配置しワンストップ型の相談窓口により、生活困窮者が社会的、経済的に自立できるよう、一人ひとりの状況に応じた自立支援プランを作成し、支援を行います。また、本人の状況に応じて、東京都の制度である「東京都若者総合相談センター 若ナビα」や「TOKYOチャレンジネット」等の支援窓口と連携を図ります。	社会福祉課
高齢者の就労支援	高齢者が生きがいをもって社会参加できるよう、また就労の場の確保を図るために、福生市シルバーパートナーの活動を支援します。	介護福祉課
就業相談	市民を対象にハローワーク（公共職業安定所）と連携し、毎月1回出張相談を実施します。	シティセールス 推進課
就業支援	ハローワーク及び東京しごとセンター多摩と共に就職面接会等の就業支援を行います。	シティセールス 推進課

【住居の確保等】

施策・事業	内容	所管課等
住居確保給付金の支給	離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがあるものに対し、就労支援と住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図ります。	社会福祉課
市営住宅への入居	市営住宅を整備し、住宅に困窮している方で、所得が法令で定められた基準内の方に市営住宅を提供します。	まちづくり 計画課
高齢者住宅入居	高齢者住宅の確保のため高齢者住宅（シルバーピア）を市内に設置し、高齢者の福祉の向上を図ります。	介護福祉課 まちづくり 計画課
高齢者居住支援特別給付事業	高齢者の居住の安定と福祉の向上を図るため、家賃の一部を助成します。	介護福祉課

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

① 保健医療・福祉サービスの利用支援

国の「再犯防止推進計画」によると、高齢者が派出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、派出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者の中約4割の者が、派出所後6か月末満という極めて短期間で再犯に至っています。

また、派出所でも「高齢である、障害がある」「薬物依存がある」「孤独、相談相手がない」といった生きづらさがハードルとなり、これを乗り越えられずに再犯や再非行を繰り返してしまう人が少なくありません。

高齢者や障害者、適切な支援がなければ自立した社会生活を送ることが困難な者等に対して、円滑な社会復帰や再犯の防止に向け、保健医療・福祉サービスなどの必要な支援に結び付ける取組を進めます。

施策・事業	内容	所管課等
関係機関と連携したサービスの利用	高齢者や障害者、適切な支援がなければ自立した社会生活を送ることが困難な者等が必要とする保健医療・福祉サービスなどの利用につながるよう、関係機関と連携・支援します。	福祉保健部

(3) 学校等と連携した修学支援の実施等

① 児童生徒の非行防止、修学支援等

非行の背景には、規範意識の低下、人間関係の希薄化、家庭環境の変化、貧困や格差の問題、虐待や発達課題、有害環境等、児童生徒を取り巻く様々な課題が複雑に絡み合っていると考えられます。

また、背景の一つには、自尊感情の低下ということも考えられ、生きていくうえで「自分は大切な存在だ」という自尊感情を高めることが大切です。それは他の人も自分と同じ大切な存在と考えることにもつながり、差別を許さない人権感覚をはぐくむことにもなります。児童生徒が、安心して自分を表現できる環境や、仲間に認められる体験の中で自尊感情をはぐくむことができるよう、「居場所づくり」や「絆づくり」に取り組みます。

施策・事業	内容	所管課等
生活困窮者自立支援事業における子どもの学習支援(まなぶーす ふっさ)	経済的な事情により学習塾に通うことが困難な小学4年生から中学3年生を対象に、一人ひとりの学力に合わせた学習支援や安心して通える居場所の提供を行います。	社会福祉課
民生委員・児童委員の見守り	学校や地域の情報提供に基づき、今後支援が必要になる可能性があると思われる児童等に対して、継続的な見守りを実施しています。	社会福祉課

②学校等との連携

児童生徒の非行防止や、非行のある児童生徒等に向けて指導や早期の対応を行うために、保護司等が学校関係者との連携・協力体制の構築ができるよう支援します。

施策・事業	内容	所管課等
保護司等と学校関係者の連携・協力体制構築の支援	保護司等が学校関係者と日常的な連携・協力体制を構築できるよう支援します。	社会福祉課

(4) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

① 民間協力者の活動の促進等

再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導、見守りに当たる「保護司」、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う「更生保護女性会」などの多くの民間ボランティアの協力（以下、「民間協力者」という。）により支えられています。

今後も、犯罪をした者等の立ち直りを地域で支える民間協力者が活動しやすい環境づくりに努めるとともに、この活動を支援します。

施策・事業	内容
民間協力者の活動に関する広報の充実	市のホームページや広報紙を活用し、民間協力者の活動について周知し、市民への理解促進に努めます。
民間協力者の活動に関する各種情報の収集及び提供	民間協力者が活動を円滑に行うために必要となる各種情報の収集及び提供に努めます。
民間協力者の活動支援	民間協力者のうち、地域の更生保護、再犯防止等の中心的な役割を担う「保護司」に対して、謝礼を支払うなどして活動を支援します。 また、保護観察協会を通した活動の支援を行います。
民間協力者の活動の場の提供	会議室等の貸与等を行うことで、民間協力者の活動に係る会議や研修の実施を支援します。 また、「保護司」が保護観察対象者と面接を行うための場所を提供する等の支援をします。

② 広報・啓発活動の推進等

犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」を推進し、再犯の防止や犯罪をした人等の地域での立ち直り等について地域住民の関心と理解を深めるよう努めます。

本市においては、効果的かつ有機的に運動を実施するため、関係団体からなる「社会を明るくする運動」福生地区推進委員会を組織する他、再犯の防止等に向けた啓発に取り組みます

施策・事業	内容
「社会を明るくする運動」の推進	「社会を明るくする運動」福生地区推進委員会及び保護司等と連携し、社会を明るくする運動を推進します。
市民の理解・関心のための広報・啓発	「社会を明るくする運動」の強調月間である7月に、市のホームページや広報紙、情報メール、横断幕、ポスター、のぼり旗等を活用し再犯防止等についての広報活動を集中的に行います。
「社会を明るくする運動」福生地区推進委員会の開催	7月の「社会を明るくする運動」強調月間・再犯防止啓発月間を迎えるにあたり、「社会を明るくする運動」福生地区推進委員会を開催します。
鉄道各駅における啓発活動	毎年7月当初に保護司等と連携し、地域住民とともに市内の鉄道各駅において、乗降客に対する駅頭啓発活動を行います。

【「第70回 社会を明るくする運動」啓発ポスター】

「社会を明るくする運動」は、令和2年度で70回を迎えました。本市では、昭和55年に発足した実施委員会（後の「推進委員会」）により、今後もたゆまぬ努力でこの運動を促進していきます。



(5) 国・民間団体等との連携強化等

再犯防止の取組は、更生保護行政を担う国と、住民に身近な市、保護司等民間協力者が相互に連携して取組を進めることが重要です。

国や都、民間協力者、町会等の民間団体などの関係機関と、それぞれが把握している課題等の情報共有を行うことで、連携の強化を図ります。

施策・事業	内容
再犯防止等の推進に向けた連携強化	法務省が主催する市町村再犯防止等推進会議に参加し、再犯防止等の推進に関する政策の企画、実施、課題等について協議を行い連携の強化を図ります。
地域団体等の連携強化	地域住民と深く関わりのある福生市町長協議会や福生市民生委員・児童委員協議会等の関係団体と情報共有を行い、地域における課題等を把握することで、「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」に寄与することに努めます。



計画の推進

|| 1 各部局の連携

本計画の推進にあたっては、各部局が連携・協力し、全庁を挙げて取り組みます。

|| 2 「福生市地域福祉・バリアフリー事業推進会議」の設置

本計画を効果的・効率的に推進するとともに進捗状況の把握、管理を行うため、庁内に「福生市地域福祉・バリアフリー事業推進会議」を設置します。

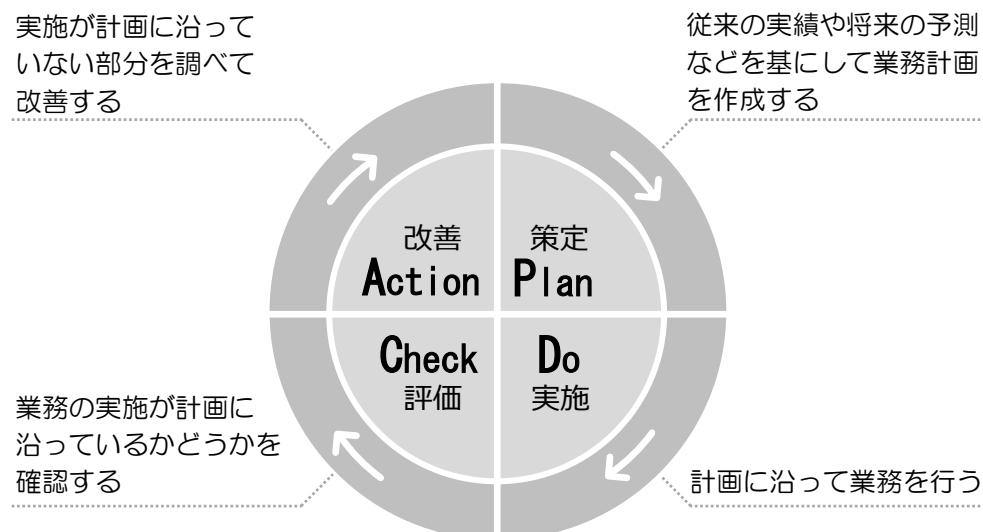
|| 3 進捗・達成状況の公表等

個別の施策や事業について担当部署で進捗管理と分析及び評価を行い改善していくとともに、福生市地域福祉推進委員会による進捗状況の評価を行うことで施策を推進していきます。

進捗状況の評価については、市のホームページ等に掲載し、その内容を公表します。

社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に対応するため、計画に位置づけられる具体的な取組については、PDCAサイクルの考え方に基づき、取組の実施状況や指標について点検や評価を行い、見直しを行いながら効果的な計画となるように努めています。

PDCAサイクルのイメージ





資料編

1 用語解説

あ行

【S P（エスピー）コード】

文字情報を内包した二次元コードの一種で、専用のコード読み取り機を使い、記録されている情報を音声で聞くことができます。「バーコード」が縦の一方向に情報を持つのに対して、縦と横の2方向に情報を持っており、情報密度が高く日本語の記録も可能となっています。

【N P O】

Non-Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO 法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。

か行

【権利擁護】

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいいます。

【高齢化率】

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。高齢化率が7%～14%の社会を高齢化社会、14%～21%の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会といいます。

【合計特殊出生率】

その年の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

さ行

【自主的防災組織】

災害時に備え、災害を未然に防止し、または被害を軽減するために、地域住民が連携・協同して自主的に設置し、地域で活動する組織です。

【社会福祉法（令和元年6月14日法律第三十七号）】

わが国における社会福祉サービスの基礎をなす法律で、昭和26年に制定されました。制定当初から平成12年までは社会福祉事業法と呼ばれていましたが、この間の社会状況の変容を受けた社会福祉基礎構造改革において大幅な改正が行われ、平成12年6月から社会福祉法として施行されました。社会福祉の目的や理念、原理などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人等社会福祉の基礎構造に関する規定が定められています。また、改正により福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化等が行われています。

【障害児福祉計画】

児童福祉法に基づく市の計画で、障害児の生活を支える障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制等に関する事項を示す計画です。

【障害福祉計画】

障害者自立支援法に基づく市の計画で、障害者それぞれの日常生活の自立・社会的自立を支える自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事項を示す計画です。

【自立相談支援事業】

生活に困りごとや不安を抱えている場合の地域の相談窓口で、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

【身体障害者手帳】

身体に障害のある人が、各種サービスや支援を受けるのに必要な手帳。身体障害者は、身体障害者障害程度等級表に該当する障害により都道府県から障害の認定を受けて手帳を交付された人をいいます。

【生活困窮者】

生活困窮者自立支援法第3条第1項に定める「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」のことをいいます。

【生活困窮者自立支援法】

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るために、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる制度です。

【セーフティネット】

困難な状況に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止するしくみまたは装置を意味します。地域福祉では、地域の住民、関係機関・団体、市町村などが地域における課題を共有化し、計画的な課題解決のための取組を推進するとともに、地域において様々な困難や課題を抱える「要援護者」を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくための情報提供や相談機能の整備と、それらの連携システムのことをいいます。

【成年後見制度】

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等）を保護するための制度です。判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う後見人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようとする等、本人を不利益から守ります。

【ソーシャルインクルージョン】

「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念のことをいいます。

た行

【第三者サービス評価制度】

福祉サービス利用者が適切なサービスを選ぶのを支援することを目的とした制度で、サービスの利用者でも提供者でもない中立の立場の第三者が、専門的かつ客観的な立場でサービスの評価を行うものです。

【地域共生社会】

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置づけられています。

【地域コミュニティ】

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りなどに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指します。

【地域福祉活動計画】

地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動の計画であり、社会福祉協議会を中心となり策定します。地域住民やボランティア、当事者などが主体的に参加し、地域社会を基盤にして進めていく地域福祉を、どのように推進していくかをまとめたものです。

【地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）】

利用者本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用援助（情報提供、助言、手続きの援助など）や日常的な金銭管理などのサービスを受けることができる制度のことです。「成年後見制度」の補完的な性格を持ちます。

【地域包括ケアシステム】

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを可能とする、地域における包括的な支援・サービス提供体制のことです。国は、令和7年を目指として構築を推進しており、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされています。

【地域包括支援センター】

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のことです。主な業務は、介護予防支援及び包括的支援業務（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施します。

な行

【認知症】

いっては、正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいいます。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症があります。症状としては、認知機能障害（物忘れなど）、精神症状・行動障害（幻覚、妄想、徘徊など）、神経症状（パーキンソン症状など）などがみられます。

【認知症高齢者】

高齢期における脳の広範な器質的障害により、獲得されている知能が低下していく「認知症症状」を示している高齢者のことです。認知症には「アルツハイマー型認知症」や脳血管障害による「脳血管性認知症」などがあります。

は行

【バリアフリー】

公共の建物や道路、個人の住宅等において、障害のある人や高齢者をはじめだれもが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のことです。具体的には車いすでも通ることができるよう道幅を広げたり、段差を解消したり、手すりを設置したりすることをいいます。また、物理的な障壁だけではなく、社会参加への障壁の排除等心理的、制度的な意味でも用いられます。

【ひきこもり】

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省、平成22年5月19日公表）で定義される「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出は除く）を指す現象概念」のことをいいます。

【P D C A】

計画の進行管理において、個々の事業ごとにP→D→C→A（P=PLAN（プラン）（具体的な施策など）、D=DO（ドゥ）（実行）、C=CHECK（チェック）（点検・評価）、A=ACTION（アクション）（見直し）とサイクルを回り、再度、見直し後のPにもどり、具体的取組の改善点を把握し、新たなサイクルを回していくことにより、取組の継続的な改善を図ることを繰り返していくことです。

【避難行動要支援者】

災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人を言います。

ま行

【民生委員・児童委員】

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っています。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っています。

や行

【ユニバーサルデザイン】

性別や年齢、障害の有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していくという考え方で、バリアフリーの考え方をさらに進めたものです。施設や設備などにとどまらず、だれもが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることがあります。

【要配慮者】

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」という言葉に代わり、新たに定義された言葉で、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のことをいいます。

